

# 鹿屋市水防計画

鹿屋市



# 【 目 次 】

<b>第1章 総則</b> .....	1
1 目的 .....	1
2 水防の責任 .....	1
<b>第2章 水防組織</b> .....	2
1 水防本部 .....	2
2 水防組織 .....	3
3 事務分担 .....	4
<b>第3章 水防危険区域の設定</b> .....	13
1 重要水防区域 .....	13
2 重要水防区域外で危険と予想される区域 .....	13
3 主要道路における交通途絶予想箇所 .....	13
4 土石流危険溪流箇所 .....	13
<b>第4章 水防信号</b> .....	14
<b>第5章 水防施設及び器材の備蓄</b> .....	15
1 水防施設 .....	15
2 水防倉庫の備蓄器材 .....	15
3 水防資材の調達 .....	15
<b>第6章 水防活動</b> .....	16
第1節 気象、水位、潮位の連絡通報及び警戒巡視 .....	16
第1 気象注意報・警報の発表 .....	16
1 注意報・警報の種類 .....	16
2 津波に関する情報の発表 .....	19
3 気象警報系統図及び水防業務系統図 .....	19
第2 水位観測通報 .....	21
第3 水防警報 .....	22
1 水防警報の発令 .....	22
2 水防警報の種類 .....	22
3 水防警報を行う河川 .....	23
4 水防警報と通報 .....	25
第4 水位情報 .....	26
1 水位情報の通知 .....	26
2 国土交通大臣が水位情報の周知を行う河川 .....	26

第5	洪水予報	27
1	予報の種類と発表基準	27
2	洪水予報実施区域	27
3	洪水予報連絡系統図	28
第6	監視及び警戒	29
第7	水門樋門操作員	29
第8	高隈ダムの管理運営	30
第2節	水防出動	31
1	出動準備	31
2	出動	31
3	水防団(消防団)の活動	31
第3節	非常配備体制	32
1	非常事態の発生	32
2	応援	32
3	警察官の出動、自衛隊の派遣	32
第4節	決壊後の処理	33
第5節	避難のための立退き	36
第6節	公用負担	36
1	公用負担権限	36
2	公用負担権限委任証明書	37
3	公用負担証票	38
4	損失補償	38
第7節	輸送	39
第8節	水防解除	39
第9節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	40
第10節	河川管理者の協力	41
<b>第7章</b>	<b>水防訓練計画</b>	<b>42</b>
1	実施要領	42
2	実施時期	42
<b>第8章</b>	<b>その他必要とする事項</b>	<b>43</b>
第1節	水防通信連絡	43
第2節	水防報告と水防記録	44
1	水防報告	44
2	水防記録	44
<b>別表</b>		<b>45</b>

## 第1章 総則

### 1 目的

本計画は、鹿屋市における防災計画の一つとして、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、鹿児島県知事から指定された指定水防管理団体たる鹿屋市が、同法第32条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を定め、もって鹿屋市域にかかる河川、湖沼の洪水又は海岸の高潮、津波等の水害の警戒、防ぎよ及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防の万全を図ることを目的とする。

### 2 水防の責任

#### 第1 水防管理団体（鹿屋市）の責任

鹿屋市は、本計画に基づき、市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。  
なお、水防法第5条第1項に基づく水防団は、消防団が兼務する。

#### 第2 鹿児島県の責任

水防管理団体（鹿屋市）が行う水防が十分に行われるよう指導し、水防能力の確保に努める。

#### 第3 放送局、NTT、その他通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力する。

#### 第4 一般市民の責任

常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちにこれに従事する。

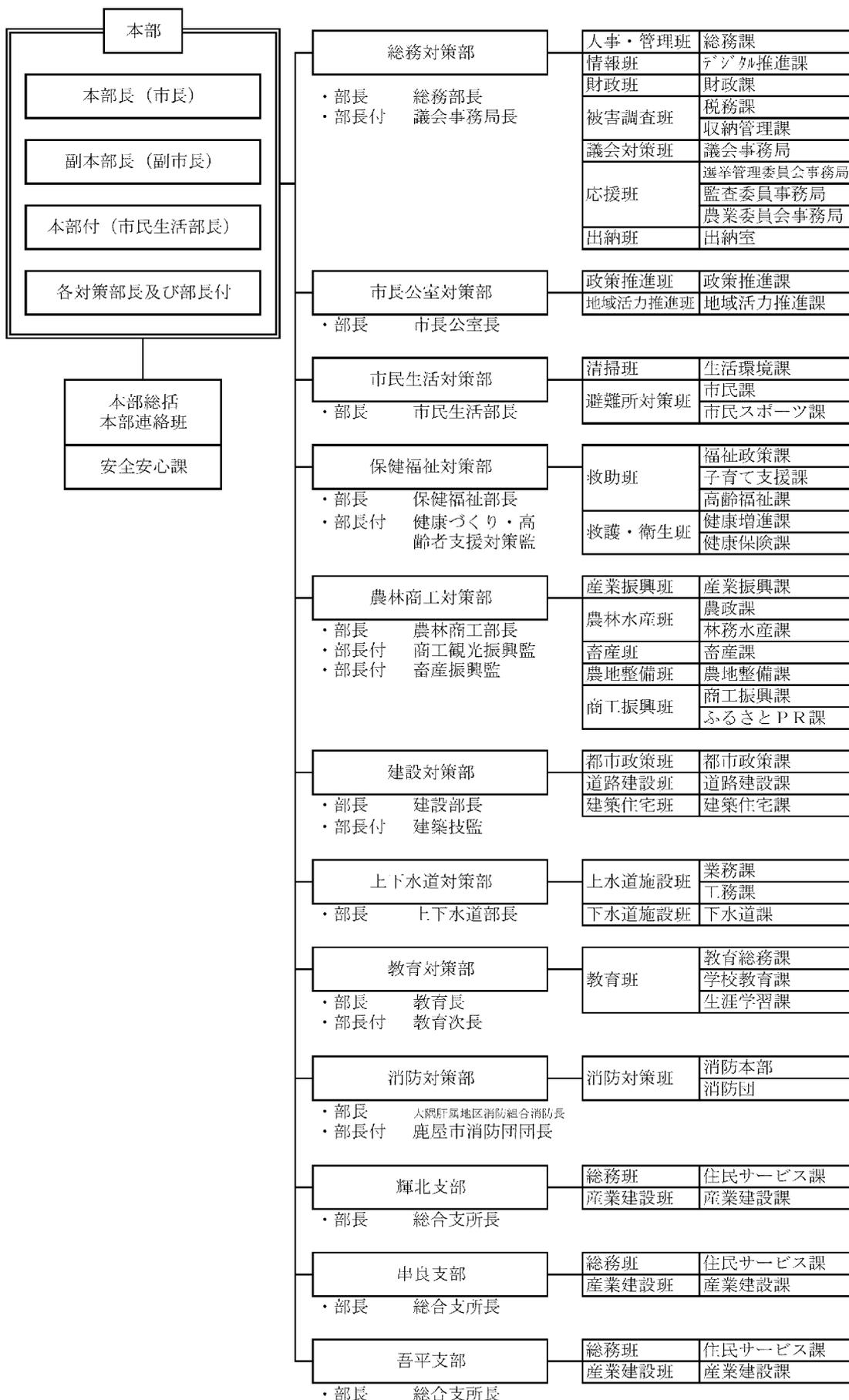
## 2章 水防組織

### 1 水防本部

- (1) 水防管理者は、水防にかかわる気象の予報、注意報、警報などにより、洪水、高潮、津波等について、水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理する。
- (2) 水防本部の事務局は安全安心課におく。

## 2 水防組織

水防組織は、次の体系図のとおりである。



### 3 事務分担

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌
総務対策部	本部連絡班 (安全安心課)	1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関する事
		2 災害対策支部及び災害警戒支部の設置並びに廃止の指示に関する事
		3 現地対策本部の設置及び廃止に関する事
		4 避難の準備、勧告、指示の発令及び解除に関する事
		5 防災会議との連絡調整に関する事
		6 災害対策の総括に関する事
		7 本部会議に関する事
		8 国、県及び関係機関との連絡調整に関する事
		9 気象情報、河川・ダム等の諸情報の収集に関する事
		10 各対策部及び各支部との連絡調整に関する事
		11 避難所の指定、開設及び避難所要員の派遣等に関する事
		12 職員の配備、招集、編成及び出動に関する事
		13 水防資材、機材の備蓄、管理に関する事
		14 自衛隊の派遣要請に関する事
		15 県及び他市町村への協力要請等に関する事
		16 行方不明者の把握、捜索に関する事
		17 災害調査に関する事
		18 災害情報の収集及び集計に関する事
		19 県及び関係機関への災害報告に関する事
		20 防災行政無線通信に関する事
		21 消防団との連絡調整に関する事
		22 町内会及び自主防災組織等との連絡調整に関する事
		23 民間団体への協力要請に関する事
		24 本部長が特に命じたこと
	人事・管理班 (総務課)	1 総務対策部の統括に関する事
		2 職員の応援派遣に関する事
		3 職員の災害補償に関する事
		4 災害時における本庁施設の利用に関する事
		5 市庁舎の被害調査及び災害対策に関する事
		6 市庁舎の非常用電源に関する事
	情報班 (デジタル推進課)	1 市ホームページによる災害情報等の提供に関する事
		2 住民情報等のデータ出力に関する事

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌
総務対策部	財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。</li> <li>2 災害復旧対策に関する資金収支に関すること。</li> <li>3 物資の調達及び出納に関すること。</li> <li>4 車両の配備に関すること。</li> <li>5 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> </ol>
	物資供給班 (税務課) (収納管理課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災世帯の固定資産等の調査に関すること。</li> <li>2 被災者に係る納税の減免・猶予に関すること。</li> <li>3 罹災証明の発行に関すること。</li> <li>4 救援物資の輸送に関すること。</li> <li>5 食料その他必要物資の調達等に関すること。</li> </ol>
	議会対策班 (議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員への被害等の速報及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 議会関係者の視察に関すること。</li> <li>3 その他議会対策に関すること。</li> </ol>
	応援班 (選管事務局) (監査委員事務局) (農業委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務対策部内の応援に関すること。</li> </ol>
	出納班 (出納室)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金等の受領、保管及び配分に関すること。</li> <li>2 拠出者等に対する礼状等の発送に関すること。</li> </ol>
市長公室対策部	政策推進班 (政策推進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長公室対策部の総括に関すること。</li> <li>2 災害に関する国・県への要望書等に関すること。</li> <li>3 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>4 自衛隊との連絡調整に関すること。</li> <li>5 災害視察者に関すること。</li> <li>6 市ホームページによる災害情報等の提供に関すること。</li> <li>7 広報に関すること。</li> <li>8 報道機関との連絡調整及び協力に関すること。</li> <li>9 災害記録写真に関すること。</li> </ol>
	地域活力推進班 (地域活力推進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定非営利活動法人との連絡調整及び協力に関すること。</li> <li>2 公共交通機関の被害調査及び運行状況等に関すること。</li> <li>3 行政区域に関すること。</li> <li>4 土地利用に関すること。</li> <li>5 町内会（自主防災組織）との連絡調整に関すること。</li> <li>6 町内会への事務委託に関すること。</li> <li>7 市民活動総合補償に関すること。</li> </ol>

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌
市民生活対策部	清掃班 （生活環境課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民生活対策部の総括に関する事。</li> <li>2 清掃関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事。</li> <li>3 し尿、ごみ等廃棄物の処理に関する事。</li> <li>4 遺体の埋火葬に関する事。</li> <li>5 消毒に関する事。</li> <li>6 墓地被害の応急対策に関する事。</li> <li>7 死亡獣畜の処理に関する事。</li> </ol>
	指定避難所対策班 （市民課） （市民スポーツ課） （指定避難所要員）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事。</li> <li>2 避難所の運営及び管理に関する事。</li> <li>3 り災者への物資等の配給に関する事。</li> </ol>
保健福祉対策部	救助班 （福祉政策課） （子育て支援課） （高齢福祉課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健福祉対策部の総括に関する事。</li> <li>2 災害救助法に基づく諸対策に関する事。</li> <li>3 社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事。</li> <li>4 救援物資の受付及び保管配分に関する事。</li> <li>5 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事。</li> <li>6 救援状況の報告に関する事。</li> <li>7 日本赤十字社及び市社会福祉協議会との連絡に関する事。</li> <li>8 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事。</li> <li>9 遺体の収容所の調整に関する事。</li> <li>10 災害時要援護者等の実態把握及び情報提供に関する事。</li> <li>11 り災者に対する食料の炊き出し及び配給の調整に関する事。</li> <li>12 り災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関する事。</li> </ol>

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌		
保健福祉対策部	救護・衛生班 （健康増進課） （健康保険課）	1 医療機関との連絡調整及び救護要請に関する事。 2 保健所との連絡調整に関する事。 3 救護所の設置及び運営に関する事。 4 救護班の編成及び派遣に関する事。 5 医薬品及び医療用資機材に関する事。 6 衛生に関する事。 7 食品衛生に関する事。 8 感染症の発生予防対策に関する事。 9 伝染病その他被害調査に関する事。 10 消毒医薬品等の配布に関する事。 11 負傷者の救護及び避難所の保健指導に関する事。 12 避難所における健康相談窓口の設置に関する事。 13 医療救護、助産に関する事。		
		産業振興班 （産業振興課）	1 農林商工対策部の総括に関する事。	
	農林商工対策部	農林水産班 （農政課） （林務水産課）	1 農水産林務関係の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事。 2 災害時の農林水産物資に関する事。 3 農産物及び農業用施設の罹災証明発行に関する事。 4 大隅地域振興局（農林水産部）との連絡調整に関する事。 5 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、その他関係団体との連絡調整に関する事。 6 災害用船艇のあっせんに関する事。 7 農業関係災害に対する金融に関する事。 8 林野火災に関する事。	
			畜産班 （畜産課）	1 畜産関係の災害対策及び被害調査、報告並びに応急対策に関する事。 2 家畜及び畜舎等の罹災証明に関する事。 3 大隅地域振興局（農林水産部）との連絡調整に関する事。 4 畜産団体、その他関係団体との連絡調整に関する事。 5 家畜伝染病の防疫に関する事。 6 死亡獣畜の処理に関する事。

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌
	農地整備班 （農地整備課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地・農業用施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事。</li> <li>2 大隅地域振興局（農林水産部）との連絡調整に関する事。</li> <li>3 土地改良区との連絡調整に関する事。</li> <li>4 障害物の除去に関する事。</li> <li>5 土木工事関係者との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	商工観光班 （商工振興課） （ふるさとPR課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事。</li> <li>2 商工会議所及び商工会等との連絡調整に関する事。</li> <li>3 観光客等に対する災害情報の提供に関する事。</li> <li>4 公共職業安定所との連絡調整に関する事。</li> </ol>
建設対策部	都市政策班 （都市政策課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設対策部の総括に関する事。</li> <li>2 都市関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事。</li> <li>3 応急対策用資機材の確保に関する事。</li> <li>4 公園関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事。</li> <li>5 建設工事関係者との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	道路建設班 （道路建設課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事。</li> <li>2 大隅地域振興局（建設部）その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 地すべり、土砂崩れ等による災害対策に関する事。</li> <li>4 水門の操作及び河川堤防の巡視に関する事。</li> <li>5 通行止及び迂回路等の計画並びに実施に関する事。</li> <li>6 避難路、輸送路の確保に関する事。</li> <li>7 障害物の除去に関する事。</li> <li>8 土木工事関係者との連絡調整に関する事。</li> <li>9 応急対策用資機材の確保に関する事。</li> </ol>

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌
建設対策部	建築住宅班 (建築住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>2 応急仮設住宅等の建築、供与に関すること。</li> <li>3 応急仮設住宅の入居に関すること。</li> <li>4 市営住宅の供給に関すること。</li> <li>5 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。</li> <li>6 指定避難所の仮設トイレ等の設置に関すること。</li> <li>7 建築工事関係者との連絡調整に関すること。</li> <li>8 応急対策用資機材の確保に関すること。</li> <li>9 罹災証明発行に伴う現地調査に関すること。</li> </ol>
上下水道対策部	上水道施設班 (業務課) (工務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道対策部の総括に関すること。</li> <li>2 水道関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>3 飲料水の確保及び給水に関すること。</li> <li>4 被災地の給水計画に関すること。</li> <li>5 応急対策用資機材の確保に関すること。</li> </ol>
	下水道施設班 (下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>2 応急対策用資機材の確保に関すること。</li> </ol>
教育対策部	教育班 (教育総務課) (学校教育課) (生涯学習課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育対策部の総括に関すること。</li> <li>2 学校・社会教育関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>3 児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること。</li> <li>4 学校・社会教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること。</li> <li>5 教材等の調達及び施設、教職員の確保に関すること。</li> <li>6 学校給食に関すること。</li> <li>7 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること。</li> <li>8 史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること。</li> <li>9 教育事務所その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌
消防対策部	消防対策班 （消防組合） （消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防対策部の総括に関する事。</li> <li>2 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 資機材の確保に関する事。</li> <li>4 非常無線通信に関する事。</li> <li>5 消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関する事。</li> <li>6 水防法に基づく水防活動その他対策に関する事。</li> <li>7 避難の準備、勧告及び指示に関する事。</li> <li>8 避難、誘導、救出及び捜索に関する事。</li> <li>9 警備、警戒、防ぎよ活動等に対する警察との連絡調整に関する事。</li> <li>10 情報収集(水位、流量、その他情報を含む)及び広報に関する事。</li> <li>11 災害状況調査に関する事。</li> </ol>

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌
支部	総務・住民サービス班 （住民サービス課） （指定避難所要員）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部との総括調整に関する事。</li> <li>2 支部管内の災害対策の総括に関する事。</li> <li>3 支部管内の関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 支部管内の気象情報、河川・ダム等の諸情報の収集に関する事。</li> <li>5 支部各班との連絡調整に関する事。</li> <li>6 支部管内の避難所の開設等に関する事。</li> <li>7 支部管内の職員の配備、招集、編成及び出動の調整に関する事。</li> <li>8 支部管内の水防資材、機材の備蓄、管理に関する事。</li> <li>9 支部管内の災害調査に関する事。</li> <li>10 支部管内の災害情報の収集及び集計並びに本部への報告に関する事。</li> <li>11 支部管内の行方不明者の把握、捜索に関する事。</li> <li>12 支部管内の防災行政無線通信に関する事。</li> <li>13 支部管内の消防団との連絡調整に関する事。</li> <li>14 支部管内の町内会及び自治防災組織等との連絡調整に関する事。</li> <li>15 支部管内の民間団体への協力要請に関する事。</li> <li>16 支部管内の広報に関する事。</li> <li>17 災害時における総合支所庁舎施設の利用に関する事。</li> <li>18 総合支所庁舎の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>19 総合支所庁舎の非常用電源に関する事。</li> <li>20 支部管内の救援物資の輸送に関する事。</li> <li>21 支部管内の食料その他必要物資の調達等に関する事。</li> <li>22 支部管内の災害救助に関する事。</li> <li>23 支部管内の社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事。</li> <li>24 支部管内の被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事。</li> <li>25 支部管内の救援状況の報告に関する事。</li> <li>26 支部管内の福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事。</li> <li>27 支部管内の要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事。</li> <li>28 支部管内のし尿、ごみ等廃棄物の処理に関する事。</li> <li>29 支部管内の災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事。</li> <li>30 支部管内の罹災証明の発行に関する事。</li> <li>31 被災者への物資等の配給に関する事。</li> <li>32 支部管内の指定避難所の運営及び管理、健康相談窓口の設置に関する事。</li> <li>33 支部管内の被災者に対する食料の炊き出し及び配給に関する事。</li> <li>34 支部管内の医療機関との連絡調整及び救護要請に関する事。</li> <li>35 支部管内の救護所の設置及び運営に関する事。</li> <li>36 支部管内の消毒医薬品等の配布に関する事。</li> <li>37 支部管内の感染症の発生予防対策に関する事。</li> <li>38 その他本部担当班との連絡調整に関する事。</li> <li>39 支部長が特に命じた事。</li> </ol>

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌
	産業建設班 (産業建設課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支部管内の農業関係の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること。</li> <li>2 支部管内の農業協同組合その他関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>3 支部管内の林務関係の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること。</li> <li>4 支部管内の森林組合その他関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>5 支部管内の畜産関係の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること。</li> <li>6 支部管内の家畜伝染病の防疫に関すること。</li> <li>7 支部管内の畜産団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 支部管内の農地・農業用施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>9 支部管内の土地改良区との連絡調整に関すること。</li> <li>10 支部管内の商工観光関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること。</li> <li>11 支部管内の商工会等との連絡調整に関すること。</li> <li>12 支部管内の土木関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>13 支部管内の地すべり、土砂崩れ等による災害対策に関すること。</li> <li>14 支部管内の水門の操作(輝北支部は除く)及び河川堤防の巡視に関すること。</li> <li>15 支部管内の通行止及び迂回路等に関すること。</li> <li>16 支部管内の避難路、輸送路の確保に関すること。</li> <li>17 支部管内の障害物の除去に関すること。</li> <li>18 支部管内の土木工事関係者との連絡調整に関すること。</li> <li>19 支部管内の応急対策用資機材の確保に関すること。</li> <li>20 支部管内の建築関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>21 支部管内の応急仮設住宅等の建築、供与に関すること。</li> <li>22 支部管内の応急仮設住宅の入居に関すること。</li> <li>23 支部管内の被災市営住宅の応急処理に関すること。</li> <li>24 支部管内の市営住宅の供給に関すること。</li> <li>25 支部管内の建築工事関係者との連絡調整に関すること。</li> <li>26 支部管内の公園関係施設等の災害対策及び災害調査報告並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>27 支部管内の死亡獣畜の処理の連絡調整に関すること。</li> <li>28 その他本部担当班との連絡調整に関すること。</li> </ol>

## 第3章 水防危険箇所の設定

### 1 重要水防箇所

市内の河川、海岸等で特に重要な水防箇所と認められる区域及びその中で危険と予想される区域は別表1のとおりである。

### 2 重要水防箇所外で危険と予想される区域

市内の河川及び海岸等重要水防箇所外で危険と予想される区域及び小規模危険予想箇所は、別表2のとおりである。

### 3 主要道路における交通途絶予想箇所

市内の主要道路で河川のはんらん、浸水、高潮等により交通途絶が予想される箇所は、別表3のとおりである。

### 4 土石流危険溪流箇所

市内の溪流で土石流の発生が予想される箇所は、別表4のとおりである。

## 第4章 水防信号

水防法第13条の規定による水防信号は、次のとおりである。

- 1 第1信号 はん濫注意水位（水防第17条で規定される警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くことを知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は上記1から4に準じて取り扱う。

表 区分及び信号

方法区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○- 約15秒 休止 約5秒 ○- 約15秒 休止 約5秒 ○-
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 ○- 約6秒 休止 約5秒 ○- 約6秒 休止 約5秒 ○-
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 ○- 約5秒 休止 約10秒 ○- 約5秒 休止
第4信号	乱 打	約1分 ○- 約5秒 休止 約1分 ○- 約5秒 休止

- 1 信号は適宜の時間維持すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。

## 第5章 水防施設及び器材の備蓄

### 1 水防施設

鹿屋市における水防器具、資材の置き場となる水防倉庫の位置は、次のとおりである。

水防倉庫名	位置	棟数	建物面積	備考
水防センター	打馬2丁目7719番地	1	105 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート
西原	西原3丁目9番6号 (西原健康運動公園南側)	1	77 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート
大始良	田淵町1959番地 (大始良小学校横大始良分団横)	1	20 m <sup>2</sup>	木造瓦葺平屋建
高隈	上高隈町70番地3 (高隈支所内高隈分団横)	1	12 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 陸屋根 平屋建
串良	串良町岡崎2086番地 (消防会館裏)	1	41.8 m <sup>2</sup>	
吾平	吾平町麓3338番地1	1	33.05 m <sup>2</sup>	
肝属川 防災拠点	本町1番5号 (きもつき川水辺館)	1	117.25 m <sup>2</sup>	大隅河川国道事務所管理 鉄骨コンクリート平屋建

### 2 水防倉庫の備蓄器材

各水防倉庫の備蓄器具、資材はおおむね次のとおりとする。

ビニール土のう袋、緊急土詰袋、杭、被覆用ダイヤシート、ビニール製縄、縄、鉄線、ロープ、カマス、なた、のこ、つるはし、かま、くわ、バール、おの、ペンチ、掛矢、ハンマー、スコップ、山鋏、たこ、強力ライト  
(停電時の情報聴取のため、携帯用ラジオ及び電池を準備しておく。)

### 3 水防資材の調達

災害状況急変等により、水防本部に資材調達のいとまがない場合、水防資材使用者（消防分団長等）は当該地域の業者から水防資材を調達し、その場合、速やかに水防管理者に報告する。

なお、水防資材の確保のため、水防資材取扱業者とあらかじめ契約しておくこととする。

## 第6章 水防活動

### 第1節 気象、水位、潮位の連絡通報及び警戒巡視

#### 第1 気象注意報・警報の発表

##### 1 注意報・警報の種類

鹿児島地方気象台が行う注意報・警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

なお、本市の予警報の細分区域は、大隅地方(一次細分区域名)肝属(二次細分区域名)である。

表 鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報

種類		発表基準	
注意報	気象注意報	風雪注意報	風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合。 ■雪を伴い平均風速 12m/s (大隅海峡 12m/s) 以上が予想される場合
		強風注意報	強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合。 ■平均風速 12m/s (大隅海峡 12m/s) 以上が予想される場合
		大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれが予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。 ○雨量基準：40mm (1時間雨量) ○土壌雨量指数基準：104
		大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合。 ■24時間降雪の深さが平地 5cm 以上、山地 10 cm 以上が予想される場合
		濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には、次の条件に該当する場合。 ■視程が陸上で 100m 以下または海上で 500m 以下になると予想される場合
		雷注意報	■落雷等により被害が予想される場合
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■最小湿度が 40%以下で、実効湿度が 65%以下になると予想される場合

種類		発表基準	
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)により著しく通信線や送電線等に被害が起こると予想さ着氷(雪)れる場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■大雪警報・注意報の条件下で気温が $-2^{\circ}\text{C}\sim+2^{\circ}\text{C}$ 、湿度が90%以上と予想される場合	
	霜注意報	霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■11月30日までの早霜、3月10日以降の晩霜ともに日最低気温が $4^{\circ}\text{C}$ 以下と予想される場合	
	低温注意報	低温により農作物などに著しい被害が予想される場合や、冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■冬期最低気温が海岸地方で $-4^{\circ}\text{C}$ 以下、内陸部で $-7^{\circ}\text{C}$ 以下と予想される場合、又は、夏期日平均気温が平年より $4^{\circ}\text{C}$ 以上低い日が3日続いた後さらに2日以上続くと予想される場合	
	なだれ注意報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■積雪の深さ100cm以上であって、①気温 $3^{\circ}\text{C}$ 以上の好天、②低気圧等による降雨、③降雪の深さ30cm以上のいずれかが予想される場合	
地面現象注意報	地面現象注意報	■大雨・大雪による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 ■潮位が平均海面上1.9m以上が予想される場合	
波浪注意報	波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■有義波高1.5m以上が予想される場合	
浸水注意報	浸水注意報	■大雨・長雨等の現象に伴う浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	
洪水注意報	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。 ○雨量基準：40mm（1時間雨量） ○流域雨量指数基準：始良川（16）、串良川（13） 高須川（14）、平房川（9） ○複合基準：20mm（1時間雨量）かつ肝属川（13）	
警 報	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■平均風速20m/s（大隅海峡25m/s）以上が予想される場合
		暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■雪を伴い平均風速20m/s（大隅海峡25m/s）以上が予想される場合

種類		発表基準		
	大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。 ○雨量基準：60mm（1時間雨量） ○土壌雨量指数基準：154		
	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■24時間降雪の深さが平地 20cm 以上、山地 30 cm以上が予想される場合		
	地面現象警報	地面現象警報	■大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
	高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■潮位が平均海面上 2.5m以上が予想される場合	
	波浪警報	波浪警報	波浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■有義波高 2.5m以上が予想される場合	
	浸水警報	浸水警報	■大雨・長雨等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。 ○雨量基準：60mm（1時間雨量） ○流域雨量指数基準：始良川（20）、串良川（16） 高須川（26）、平房川（11） ○複合基準：30mm（1時間雨量）かつ肝属川（13）	
肝属川洪水予報		梅雨や台風などの大雨により洪水のおそれがある場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。		
		肝属川はん濫警戒情報	肝属川はん濫注意情報	肝属川はん濫発生情報・危険情報
		はん濫危険水位（水防第17条で規定される警戒水位）と同程度、またはこれを超えると予想	はん濫注意水位（水防第17条で規定される警戒水位）を超えると予想	洪水注意報・警報の補足

- (注) (ア) 発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- (イ) ※この注意報・警報は、標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。
- (ウ) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- (エ) 高潮注意報・高潮警報の基準潮位は東京湾平均海面（T、P）を使用する。なお、T、Pは日本の陸地標高の基準面である。
- (オ) 平地とは標高200m以下の地域、山地とは標高200mを超える地域

## 2 津波に関する情報の発表

鹿児島気象台が発表する津波に関する情報は、次のとおりである。

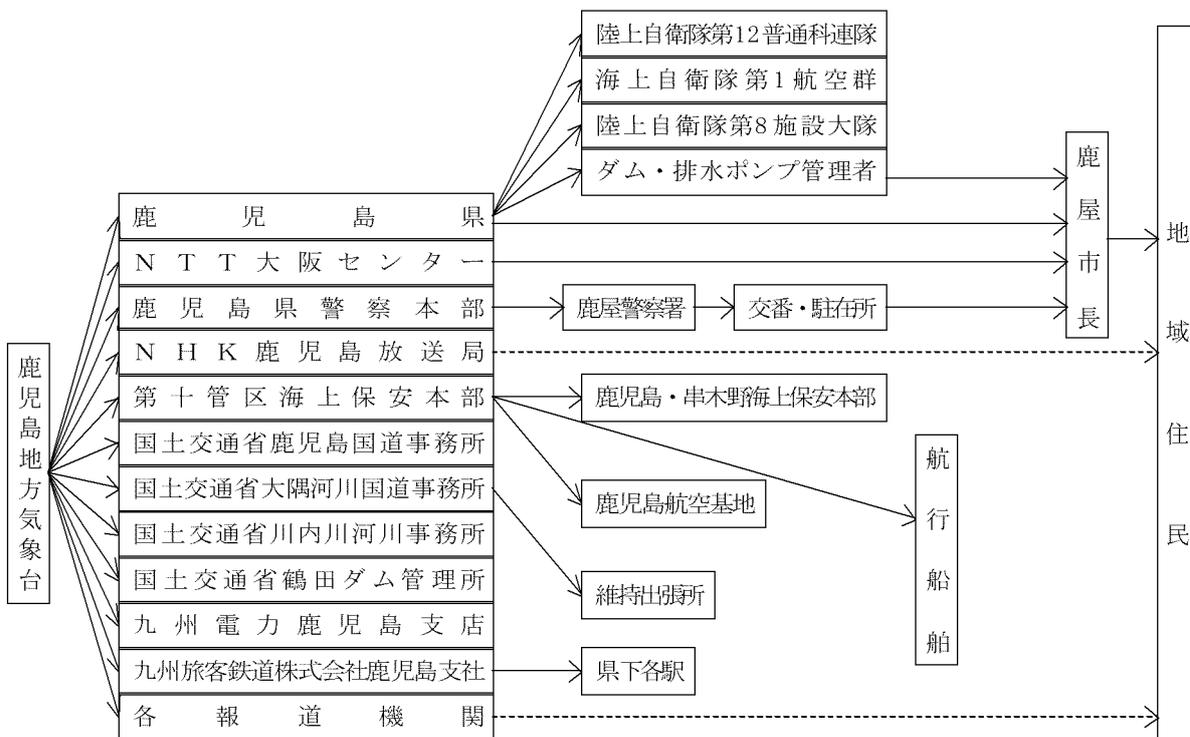
表 津波予報の種類と解説

予防の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m、4 m、6 m、 8 m、10m以上
	津 波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m、2 m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

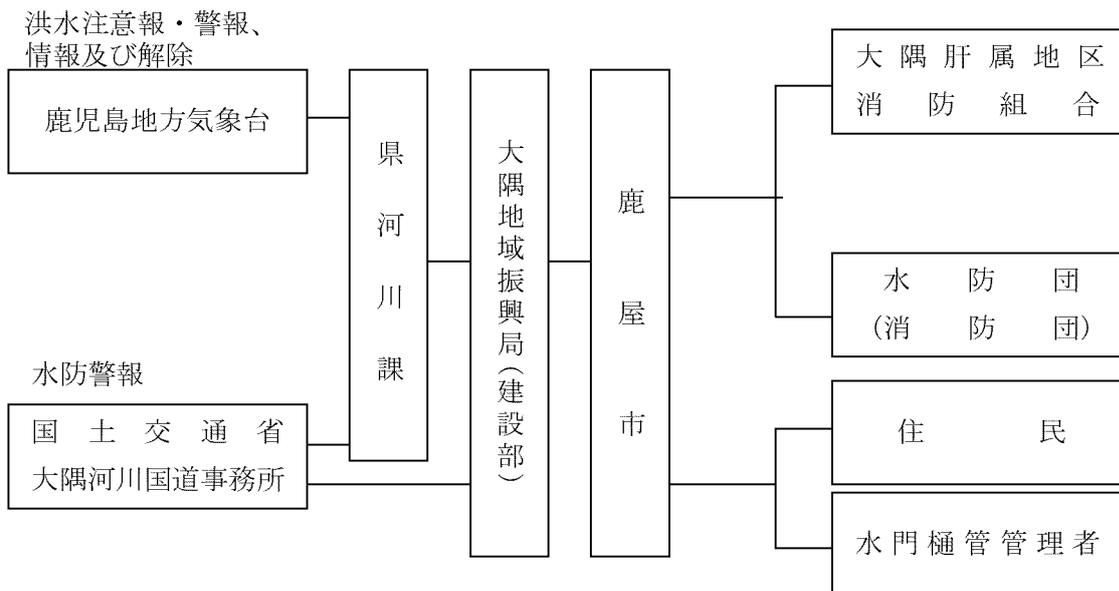
- (注) 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 2 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## 3 気象警報系統図及び水防業務系統図

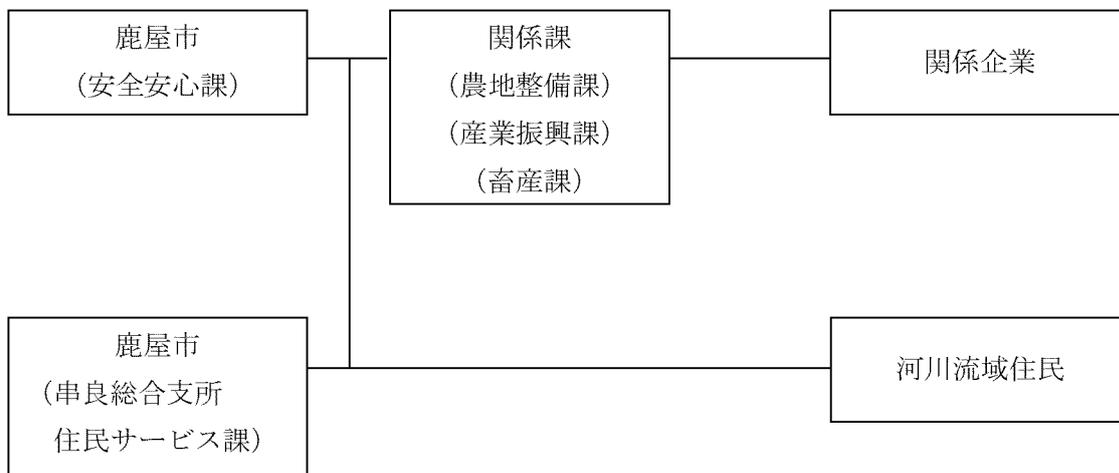
### (1) 気象警報系統図



(2) 水防業務連絡系統図



※FAX及び電話による情報伝達



※電話及び防災行政無線による情報伝達

## (3) 警報等の区分及び発表機関

警報時の種類	発表機関	根拠法令
津波、高潮波浪、洪水に関する予報及び警報	鹿児島气象台	気象業務法第13条第1項
洪水予報の通知	鹿児島气象台	水防法第10条第1項
水位の通報	鹿屋市（水防管理者）	水防法第12条
堤防決壊の通報	鹿屋市（水防管理者）	水防法第25条

## 第2 水位観測通報

水防管理者又は量水標管理者は、気象関係報道又は自らの判断で出水のおそれがあることを知った場合又は水防警報により出水の通知があった場合には、水位の変動を監視し、水防団待機水位に達した時から直ちに、大隅地域振興局長(建設部)等に通報する。

量水標水位計の位置及び指定、警戒、はん濫危険水位は、次表のとおりである。

表 水位観測所

河川名	観測所名	位置	水位					水位計種別	管理者(所属)
			平常(m)	水防団待機(m)	はん濫注意(m)	避難判断(m)	はん濫危険(m)		
肝属川	王子橋	鹿屋市王子町	0.78	2.30	3.20	3.70	4.20	テレメータ	大隅河川国道事務所長
〃	俣瀬	東串良町川西	0.43	2.80	3.80	4.70	5.00	〃	〃
串良川	豊栄	東串良町池之原	0.29	2.10	3.70	4.60	4.90	〃	〃
始良川	始良橋	鹿屋市吾平町麓	0.16	2.30	3.70	5.00	5.50	〃	〃
下谷川	鉄道橋	鹿屋市新栄町		2.40	3.10	3.50	3.90	〃	〃

## 第3 水防警報

### 1 水防警報の発令

- (1) 本部連絡班等の職員は、常に気象状況の変化に注意し、気象注意報が発せられ洪水又は高潮発生及び地震による津波発生のおそれがある時、もしくは非常事態の発生が予測される場合は、雨量、水位等の観測通報に基づき、その状況を記録するとともに、的確な災害情報の収集に努めて、市内各河川の水位の増減を逐次、水防管理者に通報する。
- (2) 水防管理者は、大隅地域振興局長(建設部)から水防警報の通報を受けたとき、又は前記(1)の報告等により非常事態の発生を知ったときは、その警報段階又は災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するなど水防活動に必要な対策を指示する。
- (3) 本部が設置された場合の水防対策は、事務分担に基づき各対策部が所管するものとし、あらかじめ定められた災害対策要員は、所定の勤務箇所において水防活動に従事する。

### 2 水防警報の種類

種類	内容
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤待機できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等の河川の状態を示しその対応を指示するもの。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・はん濫注意水位(水防法第17条で規定される警戒水位)等にとらわれず、現地状況により判断し、水防警報を発令する。
準備	
出勤	
解除	

### 3 水防警報を行う河川

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

肝属川水系において、国土交通大臣が水防警報を行う河川名及びその区域は、次表のとおりである。

表 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
肝属川 幹 川	(左右岸) 鹿屋市祓川町 3947 地先の県道橋から海まで
支 川 串良川	(左 岸) 鹿屋市串良町細山田水洗 801-ロ地先から幹川の合流点まで (右 岸) 鹿屋市串良町細山田川久保 4130-1 地先から幹川の合流点まで
支 川 始良川	(左 岸) 鹿屋市吾平町上名水流 4909-2 地先県道橋から幹川の合流点まで (右 岸) 鹿屋市吾平町上名西方高迫 5684-3 地先県道橋から幹川の合流点まで
支 川 下谷川	(左 岸) 鹿屋市新栄町 13 地先の市道橋から幹川の合流点まで (右 岸) 鹿屋市新栄町 12 地先の市道橋から幹川の合流点まで

(2) 水防警報発令者

河川名	発令者	責任者
肝属川	大隅河川国道事務所長	所長

(3) 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置 (m)	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	計画 高水位 (m)	観測所地点 の現堤防高 (m)
肝属川	俣瀬	東串良町大字 川西俣瀬	河口より 3,880	2.80	3.80	5.63	9.00
肝属川	王子橋	鹿屋市王子町	河口より 20,500	<u>2.30</u>	<u>3.20</u>	5.22	6.12
肝属川 支川 串良川	豊栄	東串良町大字 池之原豊栄	幹川合流点より 3,460	2.10	3.70	5.65	7.20
肝属川 支川 始良川	始良橋	鹿屋市吾平町 麓	幹川合流点より 1,500	2.30	3.70	6.22	8.60

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待機	準備	出動	解除
肝属川	俣瀬	水防団待機水位 (2.80m)に達し、 はん濫注意水位 (水防法第17条で 規定される警戒水 位(3.80m)に達す ると思われるとき	水防団待機水位 (2.80m)を超え、 はん濫注意水位 (水防法第17条で 規定される警戒水 位(3.80m)を突破 すると思われるとき	はん濫注意水位 (水防法第17条で 規定される警戒水 位(3.80m)に達 し、なお上昇の見 込みがあるとき	はん濫注意水位 (水防法第17条で 規定される警戒水 位以下に下がって 再び増水の恐れが ないと思われると き
肝属川	王子橋	〃 (2.30m) 〃 (3.20m)	〃 (2.30m) 〃 (3.20m)	〃 (3.20m)	〃
串良川	豊栄	〃 (2.10m) 〃 (2.30m)	〃 (2.10m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m)	〃
始良川	始良橋	〃 (2.30m) 〃 (3.70m)	〃 (2.30m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m)	〃

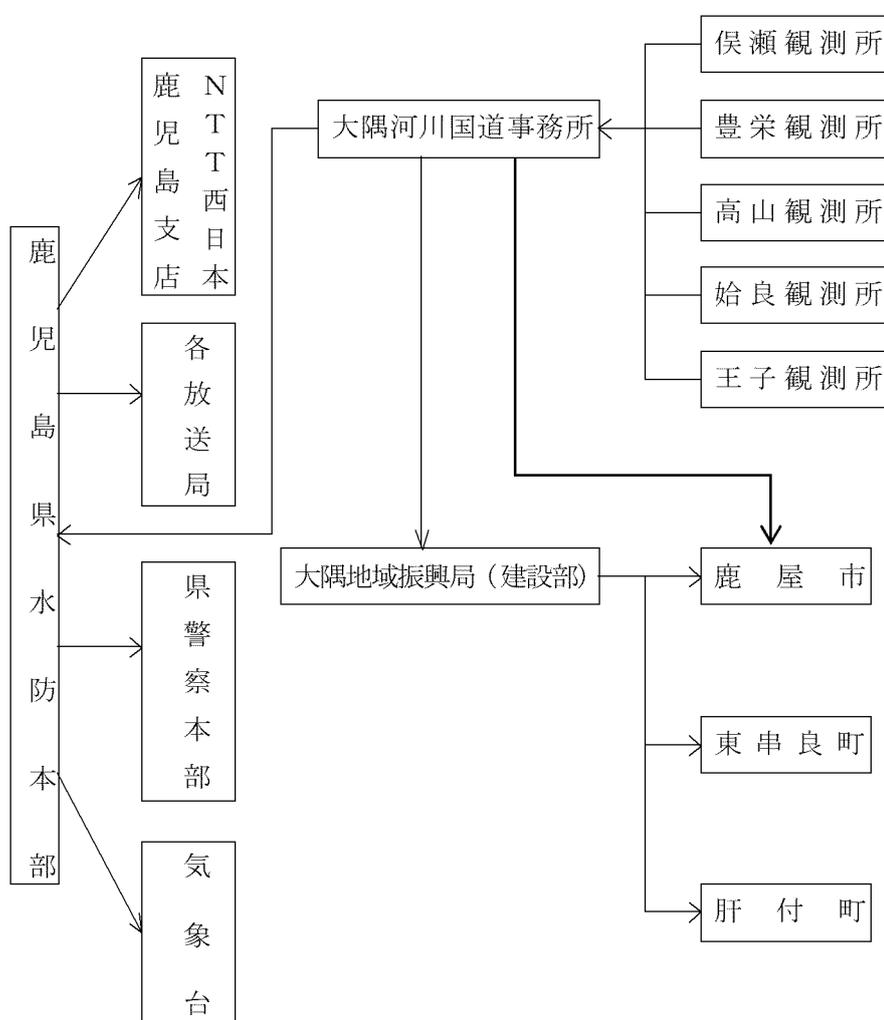
(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測所名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	水防管理団体 (水防管理者名)
肝属川	俣瀬	大隅河川国道事務所長 (調査第一課長)	大隅地域振興局 建設部長	電話	鹿屋市(同市長) 肝付町(同町長) 東串良町(〃)
肝属川	王子橋	〃	〃	〃	鹿屋市(同市長)
串良川	豊栄	〃	〃	〃	鹿屋市(同市長) 東串良町(同町長)
始良川	始良橋	〃	〃	〃	鹿屋市(同市長)

## 4 水防警報と通報

- (1) 国土交通省大臣が水防警報を行う河川の区域を管轄する地域振興局長（建設部）は、国土交通大臣（肝属川水系については大隅河川国道事務所長）から水防警報発令の通報を受けたときは、直ちに関係水防管理者、その他水防に関係のある機関へ通報するものとする。
- (2) 水防警報の通知を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通報するものとする。
- (3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団（消防団）、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出勤その他の措置をとらせるものとする。
- (4) 水防警報連絡系統図は、次のとおりである。

肝属川水系水防警報連絡系統図



## 第4 水位情報

### 1 水位情報の通知

国土交通大臣又は鹿児島県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、避難判断水位に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知しなければならない。

### 2 国土交通大臣が水位情報の周知を行う河川 (以下、水位情報周知河川)

(1) 水位情報の周知を行う河川名及びその区域

河川名		区 域
肝属川	支 川	(左岸) 鹿屋市新栄町 13 番地先の市道橋から幹川の合流点まで
	下谷川	(右岸) 鹿屋市新栄町 12 番地先の市道橋から幹川の合流点まで

(2) 水位情報の通知者及び関係する水防管理団体

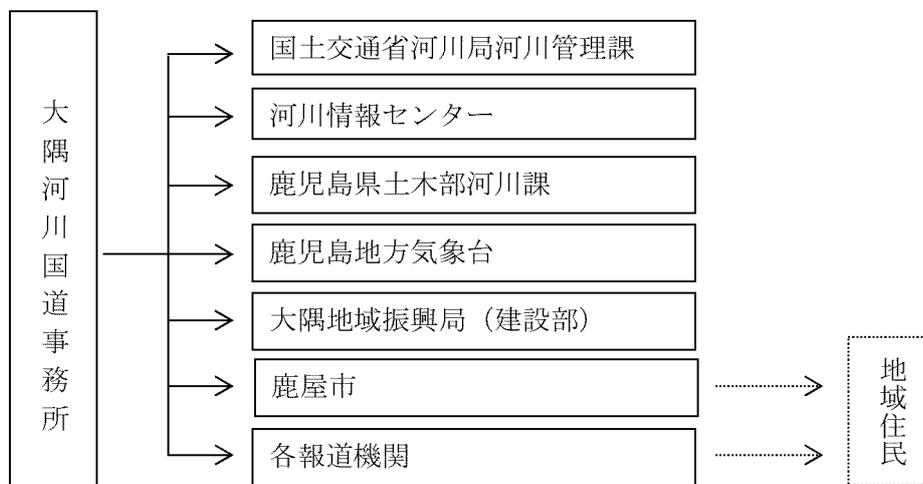
河川名	発令者	水防管理団体
下谷川	大隅河川国道事務所長	鹿屋市 (鹿屋市長)

(3) 水位情報周知河川の避難判断水位

河川名	観測所名	位 置	避難判断 水位 (m)	はん濫危険 水位 (m)	計画高 水位 (m)
下谷川	鉄道橋	鹿屋市新栄町	3.50	4.26	4.26

(4) 水位情報の通知

水位情報通知者は、水位情報通知河川の水位が、避難判断水位に達したときは、直ちに以下に示す体系図により水位情報を通知する。



## 第5 洪水予報

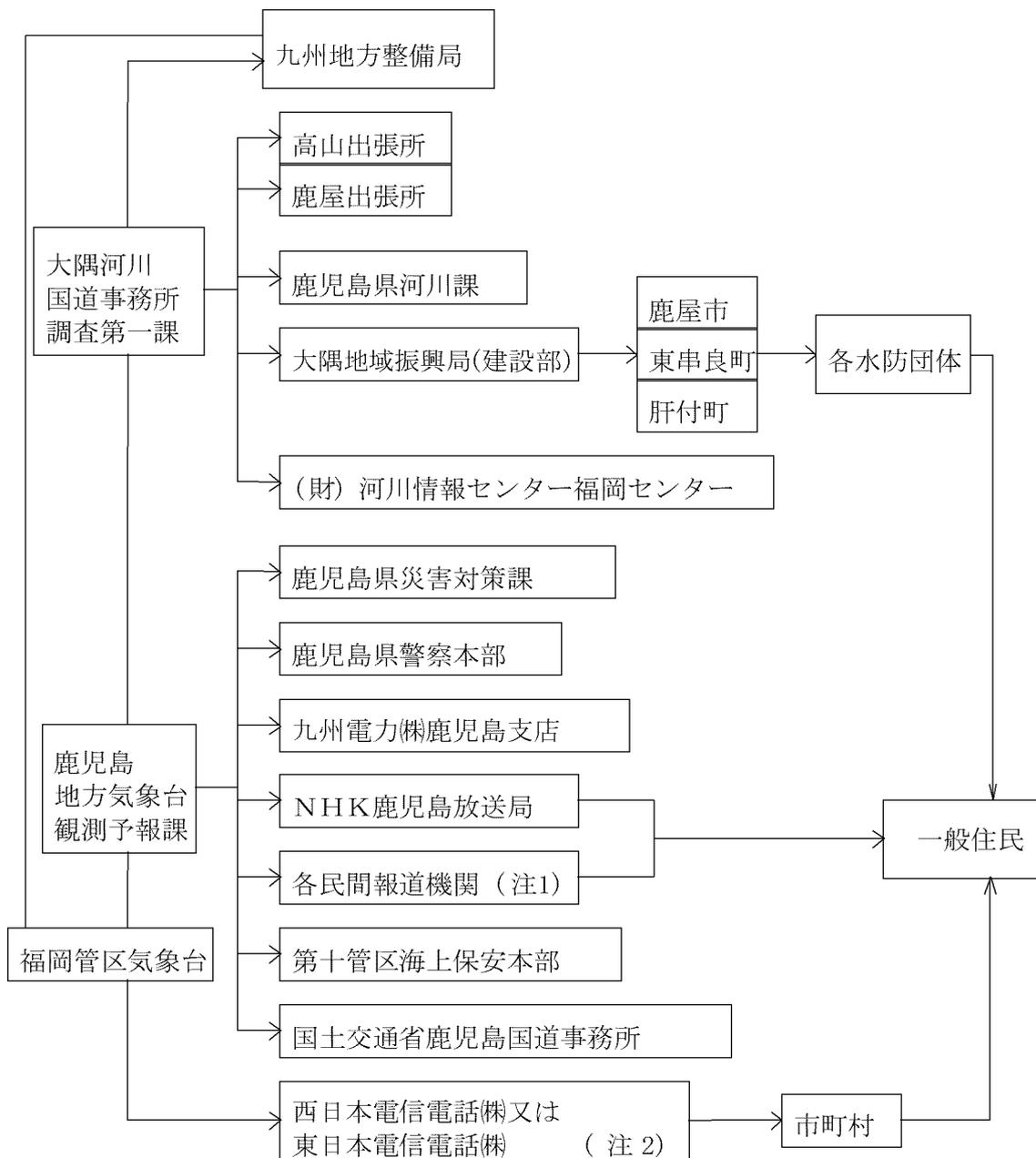
### 1 予報の種類と発表基準

予報の種類	発表基準
肝属川はん濫注意情報 (肝属川洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位（水防第 17 条で規定される水位）を超える洪水となることが予想されるとき。
肝属川はん濫警戒情報 (肝属川洪水警報)	溢水・氾濫等により国民経済上重大な損害を生じる恐れがあるとき。
肝属川はん濫発生情報 肝属川はん濫危険情報 (肝属川洪水情報)	洪水注意報及び洪水警報の補足説明又は軽微な修正を必要とするときに発表するものとし、その取り扱いは洪水予報に準じるものとする。

### 2 洪水予報実施区域

水系	河川名	実施区間	基準地点
肝 属 川	肝属川	鹿屋市祓川町 3947 地先の県道橋から海まで	俣瀬観測所 王子橋観測所
	串良川	左岸：鹿屋市串良町細山田水洗 801-ロ地先から肝属川の合流点まで 右岸：鹿屋市串良町川久保 4130-1 地先から肝属川の合流点まで	豊栄観測所
	始良川	左岸：鹿屋市吾平町上名水流 4909-2 地先県道橋から肝属川の合流点まで 右岸：鹿屋市吾平町西方高迫 5684-3 地先の県道橋から肝属川の合流点まで	始良橋観測所

### 3 洪水予報連絡系統図



(注) 1 各民間報道機関は、防災情報提供装置に接続しているもの。

2 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)は、洪水警報のみ。

ただし、鹿児島地方気象台が発表する洪水警報が大隅地方を含む区域に発表されている場合は、重複通報はしない。

## 第6 監視及び警戒

### 1 常時監視

水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長は、常時巡視員を設け、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

### 2 非常警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他、特に重要な箇所を中心として堤防を巡視する。特に、次の事態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに、大隅地域振興局長（建設部）に報告する。

- (1) 裏法の漏水によるひび及び欠け崩れ
- (2) 堤防の冠水状況
- (3) 天端のひび又は沈下
- (4) 表法のひび及び欠け崩れ
- (5) 樋門の両軸又は、底部よりの漏水
- (6) 橋りょう、その他の工作物と堤防との取付部分の異常

### 3 警戒区域の設定

- (1) 水防上、緊急の必要のある場合は、水防管理者又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じ、あるいはその区域内の居住者、又は、水防現場にある者をして水防に従事させることができる。
- (2) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、鹿屋警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

## 第7 水門樋管操作員

- 1 水門樋管操作員は、平時から水門開閉の障害となるような水門底部の土石等の撤去に努める。
- 2 水門樋管操作員は、豪雨等の気象警報及び河川の出水状況について特別の注意をはらい、水門開閉の時期を失することがあってはならない。
- 3 水門樋管操作員が不測の事態により出動できず、水防団が操作することも考慮し、平時から連絡調整や研修等を行うものとする。

## 第8 高隈ダムの管理運営

- 1 台風襲来時前等において、高隈ダム管理事務所と協議し、事前放流を検討するものとする。
- 2 事前放流及び放流量の増加が見込まれる場合は、流域の町内会、企業等に速やかに連絡するものとする。

## 第2節 水防出動

### 1 出動準備

水防管理者は、次の場合に水防団（消防団）又は消防機関に対し、出動準備をさせる。

- (1) 水防警報指定河川にあっては、出動、準備を要する水防警報が発令されたとき。
- (2) 河川等の水位がはん濫注意水位（水防法第 17 条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測される時。
- (3) 気象状況等から高潮の危険が予知される時。

### 2 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに消防団又は消防機関をしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせ、その旨を大隅地域振興局建設部等に報告する。

- (1) 水防警戒指定河川にあっては、水防出動を要する警報事項の伝達を受けたとき。
- (2) 河川の水位がはん濫注意水位（水防法第 17 条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態の予測される時。
- (3) 堤防に異常を発見したとき。
- (4) 気象状況・風速等により高潮の危険が予知される時。

### 3 水防団（消防団）の活動

- (1) 水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の受持区域の消防分団長に通報し、必要な団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。又、河川水位が前記水位観測所の水防団待機水位又は、はん濫注意水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係分団長に通知すると共に、「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒水防活動等に当たらせるものとする。
- (2) 洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第 16 条第 1 項の水防警報等を受けたときから、洪水による危険が解消するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

- 消防分団の水防受持区域 別表 5 のとおりとする。

## 第3節 非常配備体制

### 1 非常事態の発生

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者は、直ちにその旨を大隅地域振興局建設部長並びに氾濫のおそれのある隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報し、協力応援態勢を速やかに講じる。

### 2 応援

水防のため緊急の必要があるとき、水防管理者は、他の水防管理者又は市町長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

なお、隣接する水防管理団体等に対し、協力応援など水防事務に関し、あらかじめ協定を締結しておく。

### 3 警察官の出動、自衛隊の派遣

非常事態が発生した場合、その災害の規模、範囲等からして人命その他重大な被害が予想されるときは、鹿屋警察署長に対し、警察官の出動及び自衛隊の派遣を要請する。

なお、自衛隊の派遣要請については、鹿屋市地域防災計画の一般災害対策編 第3部 第1章 第5節「自衛隊の災害派遣」の定めによる。

## 第4節 決壊後の処理

洪水に際して堤防に異常の起こる時期は、洪水時間にもよるが、大体水位がはん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）を突破する前後である。

しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起こる場合が多く、水位が7～8割程度に減水したときが最も危険であることから、洪水の最高水位を下がっても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するにあたっては、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが必要である。

工法は、その選定を誤らなければ、一種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成することがある。このことから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施工し、水害の防止に努める。

水防作業を必要とする発生事態とその各々に適合する施策工法等は、次表のとおりである。

表 水防工法の一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に利用する資材	
越水	積み土俵工	堤防天端に土俵または土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川（土のう入手困難）	鋼製支柱、軽量綱板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工（連結水のう工）	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所		
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水対策	川裏対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のう入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のう入手困難）	土のう、パイプ、鉄パイプぐい、鉄板
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、パイプ鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のう入手困難）	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に利用する資材	
漏水対策	川裏対策	たる伏せ工	裏小段、裏のり先に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
	川表対策	詰め土俵工	川表のり面の漏水口に土俵などを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう		
洗掘	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土俵をつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線くい
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工、捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土俵をつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	表のりの決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む	凸側堤防他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいと鉄線を用いる	砂質堤防	くい、鉄線
	天端く裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に利用する資材	
裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩落を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		かくい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川砂質堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土俵工	裏のり面にくいを打ち並べ、中詰めに土俵を入れる	急流河川砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土俵羽口工	裏のり面に土俵を小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土俵を入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土俵工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくいを打ちさくを作り中詰め土俵を入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除却	一般河川	長尺竹、とび口
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

## 第5節 避難のための立退き

洪水、高潮、津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定に基づき、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示する。

水防管理者は、鹿屋警察署長と、あらかじめ、避難先、避難経路等について協議し、必要な措置を講じておかなければならない。水防管理者が立退きを指示したときは、速やかに県知事にその旨を報告する。

## 第6節 公用負担

### 1 公用負担権限

水防法第 28 条の規定により、水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団（消防団）長及び消防長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹林、その他資材の使用並びに収用
- (3) 車両その他運搬具又は、器具の使用
- (4) 工作物その他障害物の処分

## 2 公用負担権限委任証明書

水防法第 28 条の規定によって公用負担の権限を行使するものは、水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長であってその身分を示す証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

第 号

### 公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書

年齢 氏名

上記の者に の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者（水防団長、消防機関の長）

氏 名 印

### 3 公用負担証票

水防法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票 2 通を作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

第 号				
公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負担内容（使用・収用処分等）	期 間	摘 要
年 月 日				
水防管理者氏名			印	
(水防団長、消防機関の長)				
事務取扱者氏名			印	
様				

### 4 損失補償

前記の権限行使によって損失を受けた者に対して、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償しなければならない。

## 第7節 輸送

建設対策部長は、災害対策用連絡車及び水防資器材等の輸送に充てるため本部連絡班長と協議して、必要最小限の車両を確保するとともに、鹿屋市地域防災計画「一般災害対策編 第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送」に基づき災害の状況を勘案して、安全でしかも敏速確実な通行路線を指示し、輸送の正確を期する。

## 第8節 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、地域住民に周知させるとともに、大隅地域振興局（建設部）等にその旨を報告する。

## 第9節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

### 1 避難の確保を図るための措置

市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第15条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 洪水予報の伝達

市は、洪水予報を受信した場合は、必要に応じて迅速な避難を確保するため、防災行政無線、電話、FAX、広報車、消防団員等による戸別訪問及び市ホームページ等を活用し、直ちに市民等へ情報を伝達する。

#### (2) 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難の誘導等を実施する。

なお、具体的な措置については、「一般災害対策編 第3部 第2章 第6節避難の勧告・指示、誘導」の定めによる。

#### (3) 浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への情報伝達

水防法第15条第1項の規定による、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）または高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への、洪水情報の伝達方法は以下のとおりとする。

##### ア 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設

あらかじめ高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への連絡網を作成するとともに、電話、FAX等を用いて又は、直接施設へ訪問し、警戒水位等の到達、避難準備情報または避難勧告・指示に関する情報を伝達する。

（浸水想定区域内の要援護施設は、資料編 6 施設等 6-1 浸水想定区域内要援護者施設を参照）

## 第10節 河川管理者の協力

河川管理者大隅河川国道事務所長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で鹿屋市内の水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 6 水防活動の記録及び広報

## 第7章 水防訓練計画

水防法第35条により、指定管理団体は、毎年水防団（消防団）及び消防機関の水防訓練を行う。

### 1 実施要領

水防作業は、暴風雨の中、しかも夜間に行うような場合があるので、次の事項について平素から十分訓練を実施しておく。

- (1) 観測
- (2) 通信
- (3) 動員
- (4) 輸送
- (5) 工法
- (6) 水門等の操作
- (7) 避難、誘導、救護

### 2 実施時期

指定水防管理団体は、年1回以上、なるべく出水時前に行う。

水防管理団体が実施する水防訓練については、あらかじめ大隅地域振興局建設部等に通知し、実施後において結果を県に報告する。

## 第8章 その他必要とする事項

### 第1節 水防通信連絡

市域における水防の通信連絡等は、鹿屋市地域防災計画「一般災害対策編 第3部 災害応急対策 第1章 活動体制 第2節 情報伝達体制の確立 第2通信計画」に準じる。

## 第2節 水防報告と水防記録

### 1 水防報告

水防管理者は、県の水防計画に定めるところにより、水防活動が終了した時は、速やかに次の事項を取りまとめ、別記第1号様式により大隅地域振興局長（建設部）に報告する。

- (1) 天候の状況
- (2) 出水の状況
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
- (7) 水防法第28条の規定による公用負担の種類及び数量
- (8) 応援の状況
- (9) 一般住民の出動状況
- (10) 警察の援助状況
- (11) 現地指導員の職氏名
- (12) 避難のための立ち退き状況
- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

### 2 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- (1) 出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻
- (2) 出動水防作業員の数
- (3) 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- (4) 使用資材及び数量
- (5) 破損した器具、資材名及び数量
- (6) 警戒中の水位
- (7) 水防法第17条の規定により従事させた者の住所、氏名及び理由
- (8) 収用又は購入の器具、資材名、その数量及びその事由並びにその理由
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- (10) 水防作業中負傷し、疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- (11) 避難のための立ち退きを指示した理由
- (12) 支出費帳簿
- (13) その他記録を必要とする理由

様式 水防活動実施活動状況報告書

第1号様式

										(管理団体名)			印		
水防実施の 台風名又は 豪雨名							指 定 非 指 定 の 別								
出 水 の 概 況							区 分		管 理 団 体 分	県 支 出 分	合 計				
水防実施の 場 所							所 費		手 当						
日 時		自 月 日 時 至 月 日 時					要 物 経 費		そ の 他						
出 動 人 員		水防団員	消防団員	その他	計			資 材 費							
作業の概況 及 び 工 法 延 長		人	人	人	人			器 材 費							
									燃 料 費						
									雑 費						
									計						
									合 計						
水防の 結 果	効 果	堤防	田	畑	鉄道	道路	使 用 資 材		太	俵	俵	俵			
	被 害	m	ha	ha	m	m	丸			円	円	円			
	被害額	m	ha	ha	ha	m	繩		kg	kg	kg				
他の団体 よりの 応援状況									円	円	円				
居 住 者 出 動 状 況									円						
警 察 の 応 援 状 況									本	本	本				
現 地 指 導 員 の 職 氏 名									円						
水防関係者 の 死 傷									備	考					

別表1 重要水防区域

重要水防区域表 (A)

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
肝属川	鹿屋市川東町地先	左岸	13/700～ 13/970	280	護岸崩壊及び溢水の恐れあり。(水衝洗掘A・堤防断面B) 低水路部河道断面不足	木流し工
"	鹿屋市川東町地先	左岸	14/950～ 15/400	480	護岸崩壊及び溢水の恐れあり。(水衝洗掘A・堤防断面B) 低水路部河道断面不足	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市川東町地先	左岸	15/400～ 15/560	150	護岸崩壊及び溢水の恐れあり。(水衝洗掘A・堤防断面B・旧川跡) 低水路部河道断面不足	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市田崎町地先	右岸	16/000～ 16/300	270	護岸崩壊及び溢水の恐れあり。(水衝洗掘A・堤防断面B・旧川跡) 低水路部河道断面不足	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市田崎町地先	右岸	16/300～ 16/470	170	護岸崩壊及び溢水の恐れあり。(水衝洗掘A・堤防断面B) 低水路部河道断面不足	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市大手町地先	左岸	19/100～ 19/300	200	高さ不足 (堤防高A)	積土俵工
"	鹿屋市大手町地先	右岸	19/100～ 19/500	400	高さ不足 (堤防高A)	積土俵工
"	鹿屋市西祓川町地先	右岸	21/110～ 21/600	470	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面A) 未改修	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市下祓川町地先	左岸	21/310～ 21/780	450	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面A) 堤防河道共未改修	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市西祓川町地先	右岸	21/840～ 22/400	570	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面A) 堤防河道共未改修	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市下祓川町地先	左岸	22/120～ 22/420	300	高さ不足で溢水の恐れあり。(堤防高A) 堤防河道共未改修	積土俵工
"	鹿屋市西祓川町地先	右岸	22/500～ 22/700	200	高さ不足で溢水の恐れあり。(堤防高A) 堤防未改修	積土俵工
"	鹿屋市祓川町地先	左岸	22/810～ 23/700	800	高さ不足で溢水の恐れあり。(堤防高A) 堤防未改修	積土俵工
"	鹿屋市祓川町地先	右岸	22/900～ 23/100	200	高さ不足 (堤防高A)	積土俵工
"	鹿屋市祓川町地先	右岸	23/560～ 23/700	150	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面A) 堤防未改修	積土俵工 木流し工
串良川	鹿屋市串良町有里地先	右岸	8/900～ 9/100	200	高さ不足 (堤防高A)	積土俵工
"	鹿屋市串良町下中地先	左岸	9/170～ 9/600	440	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面A) 未改修で河道断面不足	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	9/730～ 10/230	520	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面B) 未改修で河道断面不足	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	10/230～ 10/460	260	高さ不足で溢水の恐れあり。(堤防高A) 未改修で河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市串良町下中地先	左岸	9/880～ 10/800	900	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面A) 未改修で河道断面不足	積土俵工 木流し工
始良川	鹿屋市吾平町上名地先	左岸	5/360～ 5/750	420	漏水実績がある。(漏水A・旧川跡) 低水路部河道断面不足	月の輪工 積土俵工
"	鹿屋市吾平町上名地先	左岸	6/100～ 6/300	200	高さ不足 (堤防高A)	積土俵工
"	鹿屋市吾平町上名地先	右岸	6/400～ 6/500	100	高さ不足 (堤防高A)	積土俵工
"	鹿屋市吾平町上名地先	左岸	7/100～ 7/300	200	高さ不足 (堤防高A)	積土俵工
下谷川	鹿屋市新栄町地先	右岸	0/560～ 1/200	650	低水路部河道断面不足	積土俵工

鹿屋市水防計画 別表

河川名	地先名	左右岸 の別	位 置	延長 (m)	備 考	水防工法
"	鹿屋市新栄町 地先	左岸	0/560～ 1/200	650	低水路部河道断面不足	積土俵工
			26箇所	9,630		

鹿屋市水防計画 別表

重要水防区域表 (B)

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
肝属川	鹿屋市串良町大坪地先	左岸	4/350～5/100	750	堤防詳細評価の結果堤防安全率が低い(旧川跡)	表蓆張り工(防水シート)
"	鹿屋市串良町上小原地先	左岸	8/900～9/300	400	高さ不足	積土俵工
"	鹿屋市川東町地先	左岸	12/900～13/360	460	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市川西町地先	右岸	13/100～14/300	1,200	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市川東町地先	左岸	13/360～13/600	200	低水路部河道断面不足(旧川跡)	積土俵工
"	鹿屋市川東町地先	左岸	13/600～13/700	100	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市川東町地先	左岸	13/970～14/500	570	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市田崎町地先	右岸	15/380～16/000	700	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市新川町地先	左岸	15/560～15/690	140	低水路部河道断面不足(旧川跡)	積土俵工
"	鹿屋市新川町地先	左岸	15/690～15/830	130	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市新川町地先	左岸	16/100～16/500	400	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市白崎町地先	左岸	16/630～16/980	340	高さ幅共に不足(堤防高B、堤防断面B)	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市白崎町地先	左岸	16/980～17/300	340	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市共栄町地先	右岸	16/910～17/100	190	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市共栄町地先	右岸	17/300～17/900	600	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市共栄町地先	右岸	18/100～18/300	200	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市王子町地先	左岸	18/300～19/100	800	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市大手町地先	左岸	19/300～19/900	600	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市大手町地先	右岸	19/500～19/900	400	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市大手町地先	左岸	20/100～20/700	600	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市大手町地先	右岸	20/100～20/300	200	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市祓川町地先	右岸	20/500～20/700	200	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市祓川町地先	右岸	20/900～21/100	200	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市祓川町地先	左岸	21/100～21/300	200	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市祓川町地先	右岸	22/700～22/900	200	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
串良川	鹿屋市串良町下小原地先	右岸	1/300～1/500	200	断面不足(堤防高B)	積土俵工

鹿屋市水防計画 別表

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
串良川	鹿屋市串良町岡崎地先	右岸	1/600～1/950	300	断面不足(堤防断面B・旧川跡)	月の輪工 木流し工
"	鹿屋市串良町堅田地先	左岸	1/720～1/950	260	断面不足(堤防断面B)	木流し工
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	5/900～6/750	850	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	6/750～6/800	50	高さ不足(堤防高B) (旧川跡)	積土俵工
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	6/800～6/930	130	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	6/930～6/980	50	高さ不足(堤防高B) (旧川跡)	積土俵工
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	6/980～8/060	1,020	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	8/060～8/330	300	高さ不足(堤防高B) (旧川跡)	積土俵工
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	8/330～8/900	600	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
始良川	鹿屋市吾平町下名地先	右岸	1/300～2/700	1,400	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市吾平町桂木地先	左岸	1/520～1/900	400	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市吾平町麓地先	左岸	2/500～2/700	200	低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市吾平町上名地先	左岸	2/900～3/190	300	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市吾平町上名地先	右岸	2/900～3/100	200	高さ不足(堤防高B)	積土俵工
"	鹿屋市吾平町赤野迫地先	右岸	3/380～5/700	2,260	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市吾平町中福良地先	左岸	3/700～4/200	500	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市吾平町中福良地先	左岸	4/200～5/360	1,160	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足 (堤防詳細評価の結果堤防安全率が低い)	積土俵工
"	鹿屋市吾平町中福良地先	左岸	5/750～5/800	50	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足 (堤防詳細評価の結果堤防安全率が低い)	積土俵工 表蓆張工
"	鹿屋市吾平町中福良地先	左岸	5/800～6/160	300	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市吾平町門前地先	右岸	6/100～6/220	120	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市吾平町筒ヶ迫地先	左岸	6/300～6/350	50	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市吾平町筒ヶ迫地先	左岸	6/350～6/835	485	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足。 法面崩壊実績有り	積土俵工
"	鹿屋市吾平町筒ヶ迫地先	左岸	6/835～6/900	65	高さ不足(堤防高B) 低水路部河道断面不足	積土俵工
"	鹿屋市吾平町門前地先	右岸	6/385～6/400	15	河床洗掘実績有り(暫定施工)	積土俵工
"	鹿屋市吾平町車田地先	右岸	6/500～7/110	610	低水路部河道断面不足	積土俵工
			51箇所	21,995		

鹿屋市水防計画 別表

重要水防区域表（B）工作物・工事箇所関係

河川名	地先名	左右岸 の別	位 置	延長 (m)	備 考	水防工法
肝属川	鹿屋市串良町 下方限地先		8/200		永田橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市吾平町 下名地先	右岸	10/430		川南橋（自転車道）（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市吾平町 下名地先		11/810		馬込橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市川東町 地先		13/600		河原田橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市川東町 地先		14/670		役所ノ下橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市新川町 地先		15/800		新川田崎大橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市田崎町 地先		16/630		沢尻橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市共栄町 地先		17/450		古城橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市共栄町 地先		17/680		栄橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市共栄町 地先		18/000		昭和橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市共栄町 地先		18/200		朝日橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市共栄町 地先		18/325		平和橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市共栄町 地先		18/440		新町橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市大手町 地先		18/690		鹿屋橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市大手町 地先		18/830		柳橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市大手町 地先		19/050		安住寺橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市大手町 地先		19/770		山中橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市大手町 地先		20/420		王子橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市祓川町 地先		21/530		井之上橋（工作物B）余裕高不足	
串良川	鹿屋市串良町 堅田地先		1/950		堅田橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市串良町 堅田地先		4/000		串良橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市串良町 堅田地先		4/190		大間瀬橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市串良町 上大塚原地先		5/660		大塚原前橋（工作物B）余裕高不足	
始良川	鹿屋市吾平町 下名地先		0/410		吉田橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市吾平町 下名地先		1/520		始良橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市吾平町 麓地先		2/810		更生橋（工作物B）余裕高不足	

鹿屋市水防計画 別表

河川名	地先名	左右岸 の別	位 置	延長 (m)	備 考	水防工法
〃	鹿屋市吾平町 上名地先		3/380		古市橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市吾平町 上名地先		3/820		月見橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市吾平町 上名地先	左岸	6/100		門前橋（工作物B）余裕高不足	
下谷川	鹿屋市新栄町 地先		0/940		第2新栄橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市新栄町 地先		1/140		第1新栄橋（工作物B）余裕高不足	
〃	鹿屋市新栄町 地先		1/200		第2中宮橋（工作物B）余裕高不足	
			15箇所			

鹿屋市水防計画 別表

重要水防区域表（要注意）

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
肝属川	鹿屋市串良町下小原地先	左岸	5/100～ 5/430	330	(旧川跡)	
"	鹿屋市串良町大坪地先	左岸	5/620～ 5/720	100	(旧川跡)	
"	鹿屋市串良町下小原地先	左岸	7/000～ 7/100	100	(旧川跡)	
"	鹿屋市吾平町川北地先	左岸	11/000～ 11/400	410	(旧川跡)	
"	鹿屋市川東町地先	左岸	12/580～ 12/900	320	(旧川跡)	
"	鹿屋市川西町地先	右岸	14/470～ 14/670	200	(旧川跡)	
"	鹿屋市川西町地先	右岸	15/140～ 15/380	200	(旧川跡)	
串良川	鹿屋市串良町堅田地先	左岸	1/420～ 1/. 530	110	(旧川跡)	
"	鹿屋市串良町岡崎地先	右岸	2/520～ 2/600	80	(旧川跡)	
"	鹿屋市串良町岡崎地先	右岸	2/870～ 2/920	50	(旧川跡)	
"	鹿屋市串良町岡崎地先	右岸	3/140～ 3/570	400	新堤（平成18年3月完成）	
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	6/750～ 6/800	50	(旧川跡)	
"	鹿屋市串良町有里地先	右岸	6/930～ 6/980	50	(旧川跡)	
始良川	鹿屋市吾平町井神島地先	右岸	0/600～ 0/750	150	(旧川跡)	
"	鹿屋市吾平町川西中地先	左岸	1/100～ 1/220	100	(旧川跡)	
"	鹿屋市吾平町名主地先	左岸	1/450～ 1/500	50	(旧川跡)	
"	鹿屋市吾平町飴屋敷地先	右岸	6/220～ 6/385	160	新堤（平成18年3月完成）	
"	鹿屋市吾平町車田地先	右岸	7/130～ 7/270	150	(旧川跡)	
			18箇所	3,010		

鹿屋市水防計画 別表

重要水防区域表（重点区間）

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
肝属川	鹿屋市田崎町地先	右岸	16/000～ 16/300	270	(水衝洗掘A・堤防高B) 低水路部河道断面不足(背後地に民家が多くA区間の中でも水防上重要)	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市田崎町地先	右岸	16/300～ 16/470	170	(水衝洗掘A・堤防高B・旧川跡) 低水路部河道断面不足(背後地に民家が多くA区間の中でも水防上重要)	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市西祓川町地先	右岸	21/110～ 21/600	470	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面A) 未改修(背後地に民家が多くA区間の中でも水防上重要)	積土俵工 木流し工
串良川	鹿屋市串良町下中地先	左岸	9/170～ 9/600	440	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面A) 未改修で河道断面不足(背後地に民家が多くA区間の中でも水防上重要)	積土俵工 木流し工
"	鹿屋市串良町下中地先	左岸	9/880～ 10/800	900	高さ幅共に小さく溢水崩壊の恐れあり。(堤防高A・堤防断面A) 未改修で河道断面不足(背後地に民家が多くA区間の中でも水防上重要)	積土俵工 木流し工
始良川	鹿屋市吾平町上名地先	左岸	5/360～ 5/750	420	漏水実績あり。(漏水A) 低水路部河道断面不足(背後地に民家が多くA区間の中でも水防上重要)	月の輸工 積土俵工
下谷川	鹿屋市新栄町地先	右岸	0/560～ 1/200	650	(堤防高A) 低水路部河道断面不足(背後地に民家が多くA区間の中でも水防上重要)	積土俵工
"	鹿屋市新栄町地先	左岸	0/560～ 1/200	650	(堤防高A) 低水路部河道断面不足(背後地に民家が多くA区間の中でも水防上重要)	積土俵工
			8箇所	3,970		

知事管理区間 (A=100mm程度 B=200mm程度 C=300mm程度の日雨量で危険が予想される)

水系名 又は 沿岸名	河川名 又は 海岸名	担当水防 管 理 団 体 名	重要水防区域		左右岸 別	危険と予想される区域		予 想 される 危 険	予想される被害の程度			摘 要
			流路 延長 m	区域		延長 m	区域		家屋 戸	耕地 ha	その他	
肝属川	下谷川	鹿屋市	1,700	鹿屋市上谷町上谷橋から新栄町中宮橋まで	左	100	鹿屋市上谷地区	越流	60			A
					右	100		"	60			
"	大始良川	鹿屋市	650	鹿屋市永野田町地区から幹川合流点に至る間	左	650	鹿屋市永野田町地区	"		1.2		C
鹿児島湾沿岸	垂水・荒平海岸	垂水市 鹿屋市	13,000	垂水市終原から鹿屋市天神町瀬先に至る間		1,300	鹿屋市天神町天神地区	"	300			

別表2 重要水防区域外の危険と予想される区域

【河川関係】 (A=100mm 程度 B=200mm 程度 C=300mm 程度の日雨量で危険が予想される)

水系名	河川名	担当水防 管 理 団 体 名	延長 m	左 右 岸 別	区 域	予 想 さ れ る 危 険	予想される 被害の程度			摘 要
							家屋 戸	耕地 ha	その 他	
肝属川	中山川	鹿屋市	100	左	串良町上小原	浸水	20	20		B
"	甫木川	"	600	右	串良町有里	浸水 決壊	10	10		C
"	"	"	600	左	"	"	20	20		C
"	"	"	300	右	串良町下小原	"	20	100		C

【湾岸関係】

沿岸名	海岸名	担当水防 管 理 団 体 名	延長 m	区 域			予 想 さ れ る 危 険	予想される 被害の程度	摘 要
				市	町村	大字			
鹿児島湾 沿岸	金浜海岸	鹿屋市	900	鹿屋	高須 金浜		高潮 越波	公共施設1戸	
"	高須浜田 海岸	"	1,000	"	高須 浜田		"	家屋150戸	
"	小浜・永 小原海岸	"	500	"	永小原		"	家屋50戸	

別表3 交通途絶予想箇所一覧表

路線名	河川名	予想される事態	同左区域	同延長(m)	代替路線名	備考
国道 269 号	浜田海岸	高潮	鹿屋市浜田	300	鹿屋高山串良線 永吉高須線	A
鹿屋吾平佐多線	船間海岸	〃	鹿屋市古江～船間	700	国道 220 号	C
〃	荒平塩屋	〃	鹿屋市高須～天神	3,100	国道 220 号 国道 269 号	B
〃	なし	崩土	鹿屋市金浜	100	〃	B
国道 504 号	〃	〃	鹿屋市祓川	960	国道 269 号 高隈串良線	A
折生野神野吾平線	〃	〃	鹿屋市吾平町永野牧 高山町大平	1,000	なし	C
国道 269 号	〃	〃	鹿屋市串良町生栗須	100	黒石串良線	A
〃	〃	〃	鹿屋市串良町立小野	100	〃	A
〃	〃	路欠	鹿屋市野里	20	鹿屋環状線 鹿屋高山串良線	A
国道 504 号	〃	〃	鹿屋市輝北町宮園	50	垂水南之郷線 仮屋宮園線	C
〃	〃	〃	鹿屋市輝北町市成	30	垂水南之郷線 荻迫仏山線	B
〃	〃	崩土	鹿屋市輝北町大鹿	90	垂水南之郷線 仮屋宮園線	B
〃	〃	〃	〃	160	〃	B
〃	〃	〃	鹿屋市輝北町坂下	400	大崎輝北線	B
垂水大崎線	〃	落土	鹿屋市輝北町浮牟田	1,000	〃	C
〃	〃	崩土	鹿屋市輝北町上百引	55	なし	C
〃	〃	〃	鹿屋市輝北町下平房	133	大崎輝北線	C
〃	〃	〃	鹿屋市輝北町宇都	500	なし	C
大崎輝北線	堂籠川	落石	鹿屋市輝北町竹下	29	高隈内ヶ迫線	B
垂水大崎線	なし	〃	鹿屋市輝北町岳野	94	志柄宮ヶ原福山線	B
〃	〃	〃	鹿屋市輝北町宇都	48	〃	B
〃	〃	〃	鹿屋市輝北町岳野	34	なし	B

参考 ABCは次の区分による。

- A 交通量1日 1,000 台以上の国道並びに幹線かつ唯一の路線及び河川の重要水防区域に関する箇所、主要地に通じる時に緊急交通を確保する路線
- B 主要地に通じる緊急交通を確保する路線、交通量1日 500 台以上
- C A、B以外の路線

別表4 土石流発生危険予想箇所一覧表

## 土石流危険溪流Ⅰ

水系名	河川名	溪流名	市	町	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均溪床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時 要援護 者関連 施設	左記以外の 公共施設	地面 (ha)
肝属川	平岡川	岩戸石の 小川	鹿屋市	大始良 町	大始良 東	0.43	15	36	15		市道	0.59
"	大始良 川	田渕の小 川	"	田渕町		0.04	9	14	6			0.00
"	名貫川	横山の小 川	"	横山町		0.37	5	38	16			0.50
"	下谷川	水堀川	"	大浦町		0.29	14	12	5		市道	0.09
"	"	つがひら 川	"	"		0.09	11	29	12		市道	0.00
"	"	大浦第4 谷	"	"		0.16	12	48	20		市道	0.00
"	"	あかさか の小川	"	"		0.12	16	34	14		県道 鹿屋環状線 市道	0.56
"	"	あかさか 小谷	"	"		0.09	22	26	11		市道	0.32
"	肝属川	大手町小 谷	"	大手町		0.02	11	17	7	医院	市道	0.00
"	"	大手町の 小川	"	"		0.11	9	84	35		市道	0.00
"	"	西祓川の 小川	"	西祓川 町		0.13	7	14	6		県道 鹿屋環状線 市道	0.21
"	"	柿元川支 溪	"	祓川町		0.18	17	17	7		市道	0.00
"	"	柿元川	"	"		1.17	16	19	8		市道	0.00
"	"	栗須川	"	"		0.60	13	12	5		市道	0.13
"	"	祓川第1 小川	"	"		0.10	17	36	15		市道	0.25
"	"	祓川第2 小川	"	"		0.20	17	36	15		市道	0.25
"	"	祓川第3 小川	"	"		0.05	6	29	12		市道	0.00
"	串良川	重田第1 の小川	"	下高隈 町	浦石原	0.12	19	14	6		市道	0.04
"	"	重田第2 の小川	"	"	"	0.09	17	14	6		市道	0.04
"	"	重田第3 の小川	"	"	"	0.22	15	19	8		市道	0.22
"	"	鶴の小川	"	上高隈 町	鶴	0.15	18	14	6		市道	0.50
"	"	麓の小谷	"	"	麓	0.06	9	29	12		市道	0.00

鹿屋市水防計画 別表

水系名	河川名	溪流名	市	町	字	流域面積 (km2)	平均溪床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時 要援護 者関連 施設	左記以外の 公共施設	地面 (ha)
肝属川	串良川	高隈中央の 小川	鹿屋市	下高隈 町	久保田	0.04	11	36	15		久保田公民館別館 県道 高隈内ヶ追線 市道 寺	0.06
〃	〃	谷田小谷	〃	〃	谷田	0.05	8	22	9		市道 谷田集会施設	0.00
〃	〃	谷田の小 川	〃	〃	〃	0.10	5	38	16		市道	0.09
—	—	西の小川	〃	古江町		0.28	6	14	6		国道 220 号	0.00
—	—	観音川	〃	〃		0.27	8	19	8		国道 220 号	0.00
—	—	古江第 1 の小川	〃	〃		0.08	12	2	1		寺	0.00
—	—	古江第 2 の小川	〃	〃		0.06	16	29	12		市道	0.00
—	—	花岡の小 川	〃	花岡町		0.22	8	41	17		寺 市道	0.11
—	—	古江第 3 の小川	〃	古江町		0.04	16	26	11			0.00
—	—	古江第 5 の小川	〃	〃		0.05	17	0	0		古江小学校 国道 220 号	0.00
—	—	古江第 4 の小川	〃	〃		0.02	16	2	1		古江小学校 国道 220 号	0.00
—	—	古江川	〃	〃		0.76	10	0	0	保育園	古江小学校	0.00
—	—	小藪川	〃	船間町		1.76	5	22	9		主要地方道 鹿屋・吾平・佐 多線	0.23
—	—	荒平川	〃	天神町		0.21	9	14	6		市道 主要地方道 鹿屋・吾平・佐 多線	0.00
—	—	永小原第 2 小川	〃	永小原 町	永目	0.15	16	17	7		国道 269 号 市道	0.00
肝属川	中山川	西別府迫 谷	〃	串良町	中山上	0.06	5	47	18			0.31
〃	〃	打ヶ追谷	〃	〃	共栄西	0.01	16	16	6			0.00
〃	〃	中山川	〃	〃	共栄中	0.48	4	13	5			0.00
〃	〃	中山第 1 の小川	〃	〃	中山下	0.06	8	18	7			0.00
〃	甫木川	下甫木の 小川	〃	〃	下甫木	0.03	5	13	5			0.51
〃	〃	中甫木の 小川 1	〃	〃	中甫木	0.04	5	18	7			0.30
〃	〃	水喰の小 川	〃	〃	吹上田	0.19	4	21	8		吹上田公民館	0.09

鹿屋市水防計画 別表

水系名	河川名	溪流名	市	町	字	流域面積 (km2)	平均溪床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時 要援護 者関連 施設	左記以外の 公共施設	地面 (ha)
〃	〃	吹上田溪流	〃	〃	中甫木	0.10	12	28	11		申良町甫木農業 研修センター	0.13
〃	串良川	下大塚原の 小川	鹿屋市	串良町	下大塚原	0.10	4	36	14			0.44
〃	〃	大塚原第 1の小川	〃	〃	上大塚原	0.01	12	18	7			0.26
肝属川	串良川	山下第 1 の小川	〃	〃	山下	0.11	6	36	14			0.17
〃	〃	山下第 2 の小川	〃	〃	〃	0.10	10	78	30			0.28
〃	〃	山下迫	〃	〃	〃	0.05	9	36	14			0.02
〃	〃	中野第 1 小川	〃	〃	中野	0.02	16	16	6		中野公民館	0.09
〃	〃	中野の小 川 3	〃	〃	〃	0.02	8	21	8			0.05
〃	〃	中野の小 川 2	〃	〃	〃	0.05	7	13	5			0.45
〃	〃	中野の小 川 1	〃	〃	〃	0.01	14	26	10			0.60
〃	〃	生栗須の 小川 2	〃	〃	生栗須	0.04	13	31	12		生栗須公民館	1.12
〃	〃	生栗須の 小川 1	〃	〃	〃	0.02	18	13	5			0.00
〃	〃	高松の小 川	〃	〃	高松	0.37	3	23	9			0.17
〃	始良川	角野の小 川	〃	吾平町	角野	0.17	8	46	18		角野公民館	2.97
〃	〃	倉見谷川	〃	〃	市之渡	0.58	10	13	5		折生野神野吾平線	0.00
〃	〃	市之渡第 2谷	〃	〃	神野東	0.09	5	13	5		折生野神野吾平線	0.06
〃	〃	上床川	〃	〃	〃	0.29	10	46	18		折生野神野吾平線	2.97
〃	〃	永野牧川	〃	〃	永野牧	0.22	12	41	16		折生野神野吾平線	0.61
〃	〃	大平川	〃	〃	〃	3.14	10	18	7		折生野神野吾平線	0.49
〃	〃	始良川	〃	〃	大川	5.40	11	15	6		折生野神野吾平線	4.59
〃	〃	石場の小 川 2	〃	〃	石場	0.02	11	13	5		鹿屋吾平佐多線 鶴峯小学校	0.25
〃	〃	石場の小 川 3	〃	〃	〃	0.04	7	15	4		鹿屋吾平佐多線 鶴峯小学校	0.25
〃	〃	石場の小 川 1	〃	〃	〃	0.03	12	21	8		鹿屋吾平佐多線 石場公民館	2.19
〃	大始良川	西迫の小 川	〃	〃	西迫	0.08	12	13	5			3.71
〃	〃	萩崎の小 川 1	〃	〃	萩崎	0.07	9	13	5			1.28
〃	〃	小鹿倉川	〃	〃	西大牟	0.95	6	41	16			3.04

鹿屋市水防計画 別表

水系名	河川名	溪流名	市	町	字	流域面積 (km2)	平均溪床勾配 (度)	保全対象					
								人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	地面 (ha)	
					礼								
菱田川	堂箒川	後口谷	鹿屋市	輝北町	瀬戸口	0.08	7	18	7				0.18
〃	〃	瀬戸口小谷	〃	〃	〃	0.02	15	15	6		下百引簡易郵便局 主要地方道 大崎・輝北線		0.06
菱田川	堂箒川	影平谷	〃	〃	影平	0.01	14	23	9				0.15
〃	〃	堂平谷	〃	〃	堂平	0.07	11	15	6				1.18
〃	〃	堂箒谷	〃	〃	堂箒	0.05	11	20	8				1.53
〃	〃	通迫谷	〃	〃	和泉ヶ野	0.10	4	15	6				0.00
〃	〃	和泉ヶ野谷	〃	〃	〃	0.12	7	23	9		主要地方道垂水・大崎線		0.17
〃	大鳥川	久木野々川	〃	〃	久木野々	0.06	20	3	1		久木野々公民館		0.66
〃	梅ヶ渡川	上方谷	〃	〃	市成	0.03	15	18	7		主要地方道 鹿屋・福山線 上方公民館		0.14
〃	〃	柏木谷	〃	〃	柏木	0.20	6	13	5		主要地方道 垂水・南之郷線 柏木公民館		0.03
〃	〃	仏迫谷	〃	〃	谷田	0.03	14	13	5		県道 仏迫・平房線		0.13
〃	〃	仏迫川	〃	〃	仏迫	0.70	3	5	2		県道 仏迫・平房線 谷田研修館		1.87

土石流危険溪流Ⅱ

水系名	河川名	溪流名	市	町	字	流域面積 (km2)	平均溪床勾配 (度)	保全対象					
								人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	地面 (ha)	
肝属川	大始良川	獅子目の小川	鹿屋市	獅子目町		0.73	16	2	1				0.67
〃	〃	獅子目小谷1	〃	〃	獅子目東	0.14	11	2	1		市道		0.18
〃	平岡川	獅子目小谷2	〃	〃	獅子目西	0.07	15	2	1				0.98
〃	下谷川	大浦第3谷	〃	大浦町		0.05	14	5	2				0.00
〃	〃	大浦第2谷	〃	〃		0.09	24	10	4				0.46

鹿屋市水防計画 別表

水系名	河川名	溪流名	市	町	字	流域面積 (km2)	平均溪床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	地面 (ha)
〃	〃	大浦第1谷	〃	〃		0.26	12	5	2			0.00
〃	〃	大須の小川	〃	〃		0.81	16	7	3			1.27
〃	肝属川	祓川小谷1	鹿屋市	祓川町		0.06	13	5	2		市道	0.00
〃	〃	上祓川小谷	〃	上祓川町		0.08	20	2	1		市道	0.87
肝属川	肝属川	仮屋川支溪	〃	下高隈町	吉ヶ別府	0.12	14	2	1		市道	0.11
〃	〃	肝属川支溪	〃	〃	〃	0.15	14	2	1		市道	0.12
〃	〃	外園の小川	〃	祓川町		0.07	8	10	4		市道	0.02
〃	串良川	仮屋川	〃	下高隈町	仮屋	0.43	5	5	2			0.63
〃	〃	黒坂小谷	〃	〃	〃	0.12	8	2	1		市道	0.20
〃	〃	黒坂の小川	〃	〃	黒坂	0.33	5	5	2		市道	0.20
〃	〃	平野小谷	〃	〃		0.04	15	2	1		市道	0.12
〃	牛牧川	牛牧谷川	〃	上高隈町	牛牧	0.61	17	2	1		市道	0.00
〃	串良川	石ヶ野小谷1	〃	〃	石ヶ野	0.03	18	2	1		市道	0.02
〃	〃	石ヶ野小谷2	〃	〃	〃	0.02	10	2	1		市道	0.00
〃	〃	鶴谷川	〃	〃	鶴	0.53	16	5	2		市道 主要地方道垂水・南之郷線	0.00
〃	〃	鶴小谷	〃	〃	〃	0.09	23	5	2		主要地方道垂水・南之郷線	0.43
〃	〃	高月谷	〃	〃	〃	0.23	21	7	3		市道 主要地方道垂水・南之郷線	1.61
〃	〃	瀬戸野谷川	〃	〃	瀬戸野	0.13	15	2	1		市道	1.00
〃	〃	瀬戸野小川	〃	〃	〃	0.03	23	5	2		市道	0.13
〃	〃	重田小谷	〃	〃	麓	0.14	10	2	1		市道	0.19
—	—	天神小谷	〃	天神町		0.09	15	2	1		市道	0.23
—	—	荒平川支溪	〃	〃		0.67	6	2	1			0.69
高須川	高須川	有武第1の小川	〃	有武町	有武	0.03	11	5	2		市道	0.05
〃	〃	小薄谷	〃	小薄町		0.14	9	7	3		市道	0.00
〃	〃	高牧小谷	〃	高牧町		0.04	15	5	2		市道	0.00

鹿屋市水防計画 別表

水系名	河川名	溪流名	市	町	字	流域面積 (km2)	平均溪床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時 要援護 者関連 施設	左記以外の 公共施設	地面 (ha)
〃	〃	岡泉谷	〃	野里町		0.18	7	10	4		主要地方道 鹿屋・吾平・佐多線	0.68
〃	〃	浜田谷	鹿屋市	浜田町		0.18	16	2	1		市道 主要地方道鹿屋・ 高山・串良線	1.29
〃	〃	坂本谷川	〃	〃		0.55	10	2	1		市道	0.00
—	—	小浜川	〃	〃		0.30	7	7	3		国道 269 号 市道	0.67
—	—	第 2 小浜川	〃	〃		0.09	13	10	4		国道 269 号	0.07
—	—	平原谷	〃	永小原町	平原	0.10	17	5	2		市道	0.13
—	—	永小原第 1 小川	〃	〃	永目	0.06	16	10	4		国道 269 号	0.08
肝属川	甬木川	白寒水の 小川	〃	串良町	白寒水	0.03	5	5	2			1.52
〃	串良川	上大塚原 の小川 1	〃	〃	上大塚 原	0.02	14	5	2			0.52
〃	〃	上大塚原 の小川 2	〃	〃	〃	0.17	4	10	4			0.74
〃	〃	岩井迫谷 第 1 の小 川	〃	〃	下中	0.04	5	10	4			0.93
〃	〃	岩井迫谷 第 2 の小 川	〃	〃	〃	0.03	8	3	1			0.00
〃	〃	下中の小 川	〃	〃	〃	0.08	8	8	3			0.73
〃	始良川	東原の小 川	〃	吾平町	東原	0.02	9	5	2			0.39
〃	〃	小倉見谷 川	〃	〃	一之渡	0.17	17	8	3			0.00
〃	〃	神野川	〃	〃	永野牧	0.41	12	10	4		折生野神野吾平 線	3.93
〃	〃	神野西の 小川 2	〃	〃	神野西	2.39	6	5	2			0.29
〃	〃	神野西の 小川 1	〃	〃	〃	0.18	7	5	2			0.00
〃	〃	神野西の 小川 3	〃	〃	〃	0.02	3	5	2			0.00
〃	苦野川	木場の小 川	〃	〃	本場	0.07	18	3	1			0.00
〃	〃	鍋田川	〃	〃	平前	0.24	13	8	3			0.79
〃	始良川	石場の小 川 4	〃	〃	石場	0.05	11	3	1		鹿屋吾平佐多線	0.71
〃	大始良 川	大牟礼の 小川 2	〃	〃	大牟礼	0.05	9	3	1			0.16

鹿屋市水防計画 別表

水系名	河川名	溪流名	市	町	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均溪床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時 要援護 者関連 施設	左記以外の 公共施設	地面 (ha)
菱田川	堂籠川	瀬戸口谷	〃	輝北町	瀬戸口	0.01	20	5	2			0.00
〃	〃	影吉谷	〃	〃	影吉	0.04	15	10	4			0.26
〃	〃	迫田谷	〃	〃	影平	0.05	7	8	3			0.38
〃	〃	後堂谷	〃	〃	堂平	0.14	7	10	4			0.15
菱田川	堂籠川	荒平川②	鹿屋市	輝北町	荒平	0.10	17	3	1			0.10
〃	〃	荒平川①	〃	〃	〃	0.06	20	3	1			0.00
〃	〃	坂宮小谷	〃	〃	坂宮	0.07	8	3	1		主要地方道 大崎・輝北線	1.70
〃	〃	坂宮谷	〃	〃	宮元	0.12	5	8	3		主要地方道 大崎・輝北線	0.85
〃	絹田川	愛宕谷	〃	〃	愛宕	0.04	16	3	1		主要地方道 垂水・大崎線	0.00
〃	堂籠川	水頭谷	〃	〃	竹下	0.06	12	10	4			0.00
〃	大鳥川	下平房小谷	〃	〃	下平房	0.04	12	3	1			0.22
〃	〃	下平房川②	〃	〃	〃	0.15	8	5	2		主要地方道 垂水・大崎線	0.14
〃	〃	下平房谷	〃	〃	〃	0.02	14	10	4			0.13
〃	〃	下平房川①	〃	〃	〃	0.04	11	10	4			0.18
〃	〃	上沢津谷	〃	〃	上沢津	0.03	13	5	2			0.40
〃	〃	下平房川③	〃	〃	下平房	0.02	17	8	3		主要地方道 垂水・大崎線	0.74
〃	梅ヶ渡川	浮牟田川	〃	〃	浮牟田	0.04	7	3	1			0.31
〃	〃	馬庭谷①	〃	〃	柏木	0.14	3	10	4			0.00
〃	〃	馬庭谷②	〃	〃	〃	0.08	8	8	3			0.00
〃	〃	日新谷	〃	〃	日新	0.26	5	10	4			0.20
〃	〃	楠ノ木段小谷	〃	〃	谷田	0.02	12	3	1			0.04

別表5 消防分団受け持ち区域

方面隊名	分団名	定数	区 域
	本部	29	
南部方面隊	大始良	22	大始良町、田淵町、獅子目町、横山町、下堀町
	南	20	南町
	西俣	20	永野田町、萩塚町、飯隈町、名貫町、池園町、星塚町
	田崎	20	田崎町
	川西	20	川西町
	川東	19	川東町
	向江	20	向江町、共栄町、新栄町
	本町	20	本町、朝日町、古前城町、曾田町、白崎町
	北田	20	北田町、大手町、西大手町、打馬1丁目、打馬2丁目
		小 計	181
中部方面隊	寿	30	寿1丁目、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、 札元1丁目、札元2丁目、旭原町
	寿南	24	新川町、寿5丁目、寿6丁目、寿7丁目、寿8丁目
	笠之原	20	笠之原町
	弥生	20	下祓川町、西祓川町、王子町
	祓川	20	祓川町、上祓川町
	東原	20	東原町
	大黒	20	下高隈町のうち大堀、黒坂、吉ヶ別府、仮屋
	高隈	20	上高隈町のうち重田、高隈中央、 下高隈町のうち上別府、柚木原、谷田
	柏木	15	上高隈町のうち瀬戸野、柏木
	小 計	189	
西部方面隊	西原	20	西原1丁目、西原2丁目のうち東、西原3丁目、 上谷町、新生町
	大浦	20	大浦町
	西原台	20	郷之原町、西原2丁目のうち西、西原4丁目、今坂町
	花岡	20	花岡町、根木原町、花里町
	東花岡	25	白水町、海道町、小野原町、古里町
	北花岡	15	有武町、高牧町、小簿町
	古江	24	古江町
	荒平	19	天神町、船間町
	高須	28	高須町
	浜田	19	浜田町、永小原町
	野里	20	野里町、上野町
	小 計	232	

鹿屋市水防計画 別表

方面隊名	分団名	定数	区 域
輝北方面隊	輝北中央	13	輝北町全域
	百引	22	一番郷、二番郷、西原、愛宕、本町、和泉ヶ野、諏訪、櫛久保、白別府、歌丸、名主段、宇都、風呂段、堂平、上平房、岳野
	平南	20	坂宮、中平房、下平房、竹下、三原、影吉
	市成	22	上方、下方、辰喰、上場団地、久木野々、上沢津、下沢津、宮園、仏山、朝倉、八重山
	高尾	20	徳留、仮屋、福岡、浮牟田、柏木、日新、谷田
	小 計	97	
串良方面隊	串良中央	26	大字岡崎地区全域、大字有里のうち宮之下地区
	下小原	23	大字下小原のうち白寒水、下小原北、大坪、下小原南
	上小原	24	大字上小原のうち佐牟田、瀬戸、表、松崎、城ヶ崎、柳谷、茂七、永峯
	甫木	20	大字有里のうち平和、星ヶ丘、中甫木、吹上田、富ヶ尾、富ヶ尾上、桜ヶ丘 大字下小原のうち下甫木、大迫
	中山	24	大字有里のうち共栄東、共栄西、共栄中、共栄東上、鳥之巢 大字上小原のうち中山上、中山下、中宿、十三塚、中山原、塩塚、県営住宅
	花鎌	24	大字細山田のうち外堀、更和、新中堀、栢場、共和、土持、西共心、共心、東共心、東茅場 大字有里のうち矢柄、上矢柄、辰喰、上辰喰、栄、上栄、伊集院、更栄、昭栄、東住吉
	細山田	22	大字細山田のうち立小野、高松、堂園、馬掛、西新町、東新町、生栗須、新栄、竹下堀、東新堀、西新堀、入部堀、下之段、平瀬
	有里	23	大字細山田のうち下中 大字有里のうち下中、中野、山下、中郷全域、大塚原全域
	小 計	98	大字岡崎地区全域、大字有里のうち宮之下地区

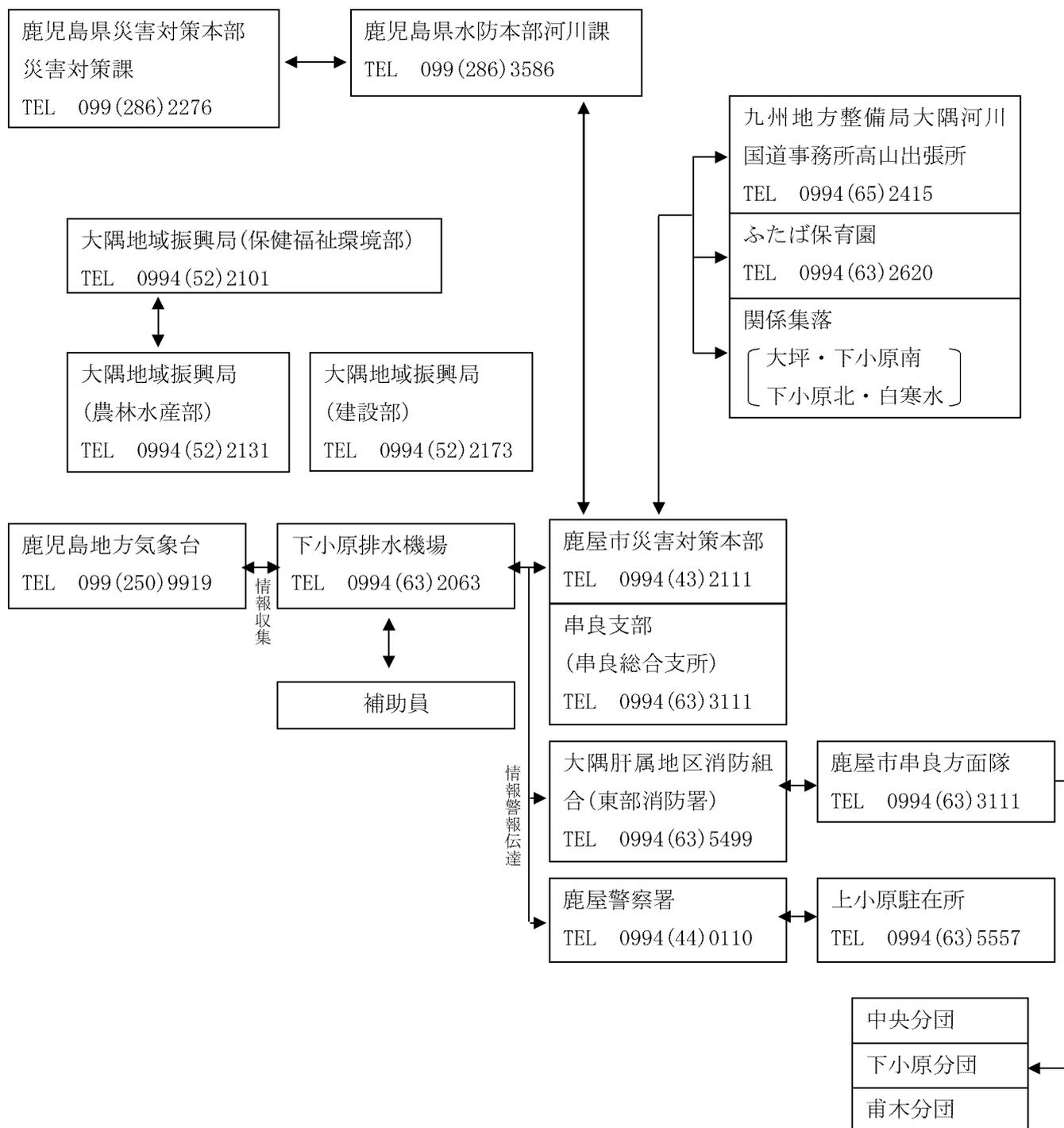
吾平方面隊	吾平中央	35	萩崎、上西目川路、下西目川路、今吉、赤野、上町、中町、西横町、下町、上屋敷、宮前、町園、原田、坂下、益田、麓中、麓東、麓西、椿上、椿下、坂元、川上、鶯、堀木田、寒水、寺ヶ迫、持田、緑、あけぼの、西原、駅前、中尾、祇園、中央、ひまわり、こすもす、希望が丘、グリーンビレッジ
	上名	30	水流、黒羽子、荷掛、角野、東原、上車田、下車田、飴屋敷、永山、筒ヶ迫、平瀬、鏡原、門前、新地、中福良、白坂、石場、西迫、つるみね
	下名	30	名主、茶円、樋之口、末次、井神島、論地、原口、池久保、川西中、真角、川北、あさぎり
	神野	23	大川、永野牧、神野西、神野東、市之渡、横井坂、砂ヶ野
	横尾	23	木浦、木場、真戸原、金山、立元、上苦野、下苦野、苦野、平前、東大牟礼、西大牟礼、中大牟礼
	小計	141	

別表6 排水機場（排水ポンプ）

河川名	名称	位置	台数	排水能力
肝属川（串良川）	下小原排水機場	鹿屋市串良町下小原	2台	$3.25\text{m}^3/\text{s} \times 2 = 6.5\text{m}^3/\text{s}$
肝属川	茶田排水機場	鹿屋市吾平町茶田	6台	$1.08\text{m}^3/\text{s} \times 6 = 6.5\text{m}^3/\text{s}$

【下小原排水機場関係】

○ 警戒体制時連絡計画



---

---

## 参 考 资 料

---

---

所 長	事務副所長	技術副所長 (治水)	技術副所長 (道路)	課 長	係 長	係

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名	
	待 機	川	
令和 年 月 日 時 分		国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 発表	
<p>_____の水位は _____日 _____時 _____分 になって</p> <p>指定水位 イ. _____に達したので</p> <p>          ロ. _____を超え今後警戒水位に達すると思われるので</p> <p>待機してください。</p>			
予測水位 観測所名 ( _____ )			
日 時	日 時	日 時	日 時
予測水位	m	m	m

速報機関名	FAX送信時刻	着信確認時刻	発信者	受信者
本 局	システム入力 <input type="checkbox"/>	：		
鹿屋出張所	：	：		
高山出張所	：	：		
鹿屋土木事務所	：	：		
鹿児島県河川課	：	：		
河川情報センター	：	：		